

栗東市総合計画策定委員会規程（案）

（設置）

第1条 本市総合計画（国土利用計画を含む）を策定するため、栗東市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（掌握事項）

第2条 委員会の掌握事項は、次の事項について調査、研究、企画立案を行う。

- (1) 基本構想に関する事項
- (2) 基本計画に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民政策部政策監をもって充てる。
- 4 委員は、その他の部長職及び部長相当職位にある者をもって充てる。
- 5 市長及び教育長は、必要に応じて委員会に出席することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故あるときはその職位を代理する。

（会議の開催）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、説明又は意見を聴くため、関係職員に委員会への出席を求めることができる。

（幹事）

第6条 委員会の補助機関として、委員会に付すべき事項の調整、その他委員会の掌握する事項に関する必要な調査、検討及び委員会の結果による案件の処理を行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員の推薦を受けて、委員長が指名する者（課長職又は課長相当職位にある者に限る。）及び次条第4項に規定する専門部会長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員等に出席を求め、意見を聞くことができる。

（専門部会）

第7条 基本構想及び基本計画の原案を作成するため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 専門部会の名称及び分担事務は、次のとおりとする。
 - (1) 総務部会 人権、市民活動、地域戦略、危機管理及び行財政に関すること。
 - (2) 文教福祉部会 健康福祉、子育て支援及び教育に関すること。
 - (3) 環境建設部会 環境経済、都市建設及び上下水道に関すること。
 - (4) 国土利用計画部会 国土利用計画に関すること。
- 4 専門部会に、部会員の互選により、部会長及び副部会長を置く。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 部会長が欠けた場合には、副部会長がその職務を代理する。
- 7 専門部会の最終とりまとめ及び専門部会間の調整を図る必要性が生じた時は、合同専門部会を開くことができる。
- 8 合同専門部会の運営は、関係部会長が協議して行う。

（事務局）

第8条 委員会、幹事会及び専門部会の事務局は、市民政策部元気創造政策課に置く。

- 2 委員、幹事、専門部会員及び事務局員の任期は、当該総合計画の策定事務の全てが終了するまでとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

資料 副市長不在時における職務代理者について

No.	例規名称	副市長が長を勤める委員会等名称又は役割	副市長が不在のときの職務代理者
1	栗東市行財政改革推進本部規程	栗東市行財政改革推進本部	教育長
2	栗東市外郭団体経営検討会議設置規程	栗東市外郭団体経営検討会議	あらかじめ座長の指定する委員(総務部長、市民政策部長、環境経済部長又は教育部長)
3	栗東市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程	セキュリティ統括責任者	総務部長
4	栗東市国税連携ネットワークシステムセキュリティ規程	セキュリティ統括責任者	総務部長
5	栗東市職員任用規則	栗東市職員採用選考委員会	あらかじめ委員長の指定する委員(教育長又は総務部長)
6	栗東市債権放棄審査会規程	栗東市債権放棄審査会	総務部長
7	栗東市建設工事契約審査委員会規程	栗東市建設工事契約審査委員会	市民政策部長
8	建設工事等指名停止基準	その他指名停止基準の実施に関し必要なことは副市長が定める。	なし
9	栗東市庁舎管理規則	庁舎管理責任者	市民政策部長
10	栗東市役所庁舎消防計画	庁舎の防火総括責任	市民政策部長
11	栗東市役所不当要求行為等対策要綱	栗東市役所不当要求行為等対策連絡会議	なし
12	栗東市認可保育事業設置・運営審査委員会要綱	栗東市認可保育事業設置・運営審査委員会	子ども・健康部長
13	栗東市地域型保育事業設置・運営審査委員会規程	栗東市地域型保育事業設置・運営審査委員会	子ども・健康部長
14	栗東市老人保健福祉施設審査委員会規程	栗東市老人保健福祉施設審査委員会	福祉部長
15	栗東市同和対策本部設置規則	栗東市同和対策本部	教育長
16	栗東市墓地等審査会設置規程	栗東市墓地等審査会	環境経済部長
17	栗東市地球温暖化対策推進本部設置要綱	栗東市地球温暖化対策推進本部	教育長
18	栗東市危機管理対策会議設置規程	栗東市危機管理対策会議	教育長
19	栗東市指定給水装置工事事業者審査委員会規程	栗東市指定給水装置工事事業者審査委員会	上下水道課所長
20	栗東市賞しゅつ金等審査委員会規則	栗東市賞しゅつ金等審査委員会	市民政策部長

平成30年4月4日
総合調整会議資料

**平成31年度 国・県予算ならびに
施策に対する要望**

実施要領

平成30年4月

1. 趣旨・目的・定義

(1) 趣旨

本要領は、本市が抱える諸課題に対し、新年度の国・県予算ならびに施策に対する要望（以下、「国県要望」という。）に係る事務を効率的、効果的に進め、要望事項の実現を図るため定めるものです。

(2) 目的

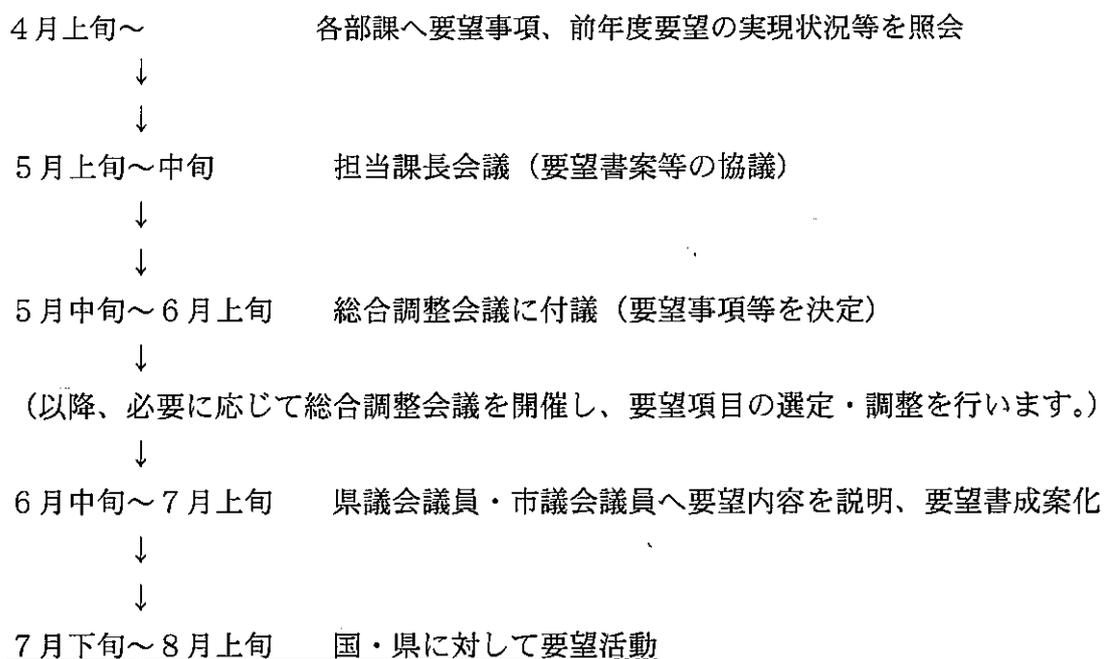
国県要望は、本市の市民生活における公共の福祉の増進やまちづくりの発展に寄与することを目的に実施するものであり、要望事項の達成を通じて、国・県における予算の確保や制度拡充等を目指すものです。

(3) 定義

予算に関する要望 : 要望活動を通じて国・県等の予算確保を目指すもの

施策に関する要望 : 要望活動を通じて国・県等の法律や制度拡充等を求めるもの

2. 国県要望のスケジュール



3. 事務フロー

国県要望実施に向けては、次の事務フローにより事務手続きを進めます。

日 程	栗東市	県	市長会要望	
			県市長会	近畿市長会
1月				要望事項 提出
4月上旬～	総合調整会議【報告】 ・国県要望の進め方の確認 各部課へ照会 ・要望事項、前年度要望の実現状況 等			
5月上旬～ 5月中旬	担当課長会議【協議】 ・要望書（案）等の内容協議・確認	要望活動の 日程調整		
5月中旬～ 6月上旬	総合調整会議【審議】 ・要望事項・重点要望の決定 ・前年度分実現状況の内容確認			
6月中旬～ 7月上旬	議会への説明と意見交換 要望書成案化			↓
7月下旬～ 8月上旬	国・県へ要望活動		要望事項 提出	時点修正
8月中旬～	要望書等を市HPへ掲載		↓	
10月		県へ要望活動		

(1) 各部課への照会

○国県要望の要望事項等を各部課に照会します。 …別紙「作成要領」参照

(2) 担当課長会議

○要望書（案）の作成

- ・総合調整会議で審議する要望書（案）の作成に向け、要望事項を提出いただいた担当課長と内容を協議します。

○過年度要望事項の実現状況の確認

- ・要望事項の実現状況を調査・把握するなかで、要望継続の適否を判断します。

(3) 要望書（案）の決定・重点要望の選定 …総合調整会議にて（審議事項）

- ・担当課長会議を経て作成した要望書（案）を、総合調整会議で審議し、決定します。
- ・重点要望の決定基準に従い、要望事項から重点要望・一般要望の区分を審議し、決定します。
- ・過年度分の要望活動の実現状況についても、総合調整会議で情報を共有します。

<重点要望の扱い>

- ・各部において所管する要望事項から重点要望を選定する。
- ・総合調整会議で要望項目の精査を含め、重点要望を決定する。
- ・重点要望は、本市から各市長会等へ提出する要望事項の候補とするほか、その中でも県に対して特に強く要望する項目については、要望活動当日に市長から県知事へ直接説明・要望を行います。

(4) 議会との連携

国県要望の作成にあたっては、政策・施策の実現に向け議会と連携して進めていくことを目的とし、議会議員（県・市）への説明や意見聴取を行い、要望書の成案化を図ります。

(5) 要望活動の体制

要望活動当日は、要望書（原本）を紙ベースで提出します。また、要望書提出時の出席者と説明者は次のとおりとします。

○要望書提出時の出席者と説明者

県知事	→市長、副市長、教育長、市民政策部政策監
県副知事	→市長、副市長、教育長、市民政策部政策監
県教育長	→市長、副市長、教育長、市民政策部政策監
県所管部長	→市長、副市長、市民政策部政策監
県警察本部長	→市長、副市長、市民政策部政策監
その他機関（国）	→市長、副市長、市民政策部政策監、担当部長

No	要 望 事 項	新規	継続	市の重点要望項目			県に対する市長会要望項目			近畿市長会				栗東市担当部
				H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H31	
1	災害被災者の生活再建支援にかかる制度の拡充等見直しについて		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				市民政策部
2	新駅問題の早期解決について		○	◎	◎	◎								建設部
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて		○	◎	◎	◎								建設部
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について		○											市民政策部
5	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について	○				◎			◎					市民政策部
6	地方創生に向けた実効性ある制度の充実について		○	◎	◎		◎	◎						市民政策部
7	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について		○	◎	◎	◎								環境経済部
8	獣被害防止対策と交付金事業の充実について		○											環境経済部
9	守山栗東雨水幹線の事業促進について		○											上下水道事業所
10	国民健康保険税（料）の全県統一等について		○	◎	◎		◎	◎						福祉部
11	強度行動障がい者の処遇改善について		○											福祉部
12	生活支援事業の国・県補助額の適正化について		○											福祉部
13	介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について		○											福祉部
14	一級河川の改良事業等促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
15	野洲川改修事業の促進等について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
16	野洲川管理用道路の整備と弾力的な運用について		○											市民政策部
17	国道バイパスに関する事業促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
18	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について		○											建設部
19	県施行による都市計画道路等の事業促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
20	県道栗東信楽線の改修整備の計画について		○		◎	◎								建設部
21	道路事業費の確保について		○		◎	◎			◎	◎				建設部
22	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎			建設部
23	観音寺地先の砂防えん堤事業について		○											建設部
24	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて		○	◎										建設部
25	J R在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について		○	◎	◎	◎								建設部
26	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について		○	◎	◎	◎								教育部
27	学校給食共同調理場建設に対する国の財政的支援の堅持について		○		◎	◎								教育部
28	特別支援教育加配教員の配置について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					教育部
29	特別支援学級の編制基準の引き下げについて		○		◎	◎			◎	◎		◎	◎	教育部
30	警察活動推進体制の整備について		○											市民政策部

※市の重点要望項目については、◎印が重点項目、空欄は一般項目となります。

事 務 連 絡
平成30年4月4日

各部課長 様

市民政策部政策監 池 之 徹

平成31年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項等の提出について（依頼）

このことにつきまして、例年、本市重要施策等の要望事項に関して、県知事をはじめ、関係機関等へ要望書を提出し、要望内容の実現のため、国や県、関係機関で取り組みを進めていただいているところです。

つきましては、平成31年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の取りまとめを行いますので、下記により提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 提出物 ①平成30年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の実現状況
 ②平成31年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項
 ③部内優先順位表
2. 作成方法 別添「作成要領」を参照（※必ずご確認ください）
3. 提出期限 平成30年4月26日（木）
4. 提出方法 元気創造政策課までメールで提出してください。

【担当】

市民政策部 元気創造政策課 梅田

TEL：551-1808 内線：3540

国・県予算ならびに施策に対する要望 作成要領

平成30年4月4日

(1) 平成30年度 国・県予算ならびに施策に対する要望内容の実現状況

昨年度に実施した要望活動の実現状況（制度化や予算措置状況など）を把握し、今年度の要望内容に適切に反映することで、効果的な要望活動と要望事項の実現を目指します。

1、様式記入にかかる留意事項

○要望内容の実現状況

昨年度の要望に対する国・県の対応状況や見解等を簡潔に記載してください。

○継続要望の判断

昨年度提出した要望事項は、次ページの判断基準（図1）を基に、継続して要望すべきか判断してください。「継続」するとした要望は、3ページの要領で要望事項を作成してください。

○備考欄

公開できない補足説明、国・県の見解等は備考欄に記載してください。（備考欄は非公開）

※後日市ホームページ等で公表することを前提としますので、市民にわかりやすい内容となるよう留意してください。

2、県の要望活動との整合

本市の要望事項について、県から国へ提案・要望等が行われている場合もあります。下記を参考にいただき、該当する案件は記載する内容と整合を図ってください。

①平成30年度に向けた政府への政策提案・要望について（滋賀県）

→【滋賀県ホームページ】

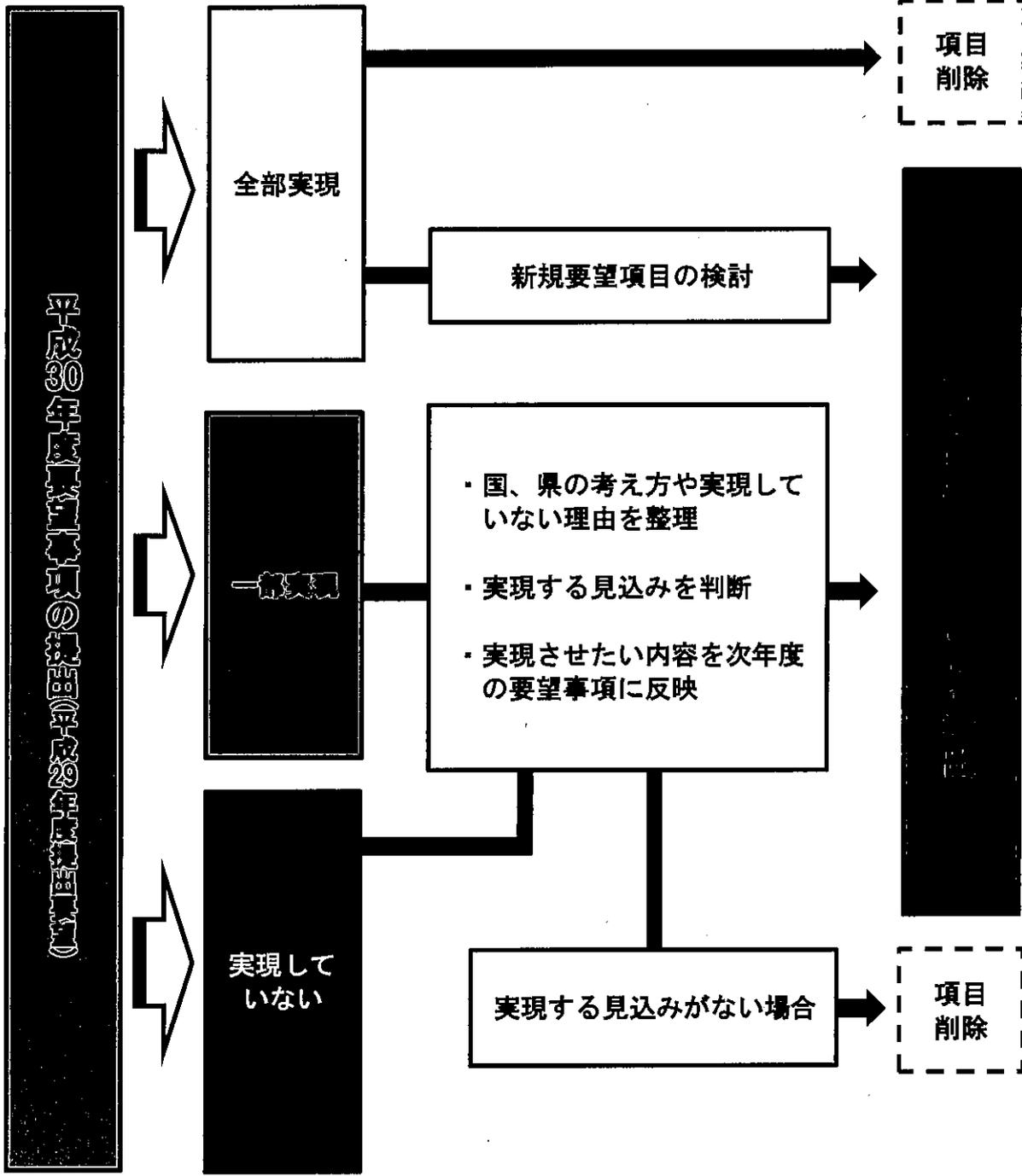
<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/seisakuteian/h29spring/201705seisakuteian.html>

②平成30年度に向けた国の施策および予算に関する提案・要望について（滋賀県）

→【滋賀県ホームページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/seisakuteian/h29spring/201711seisakuteian.html>

図-1 継続要望提出の判断基準



(2) 平成31年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項

今回照会する要望事項は、本市における課題解決のために、国・県に対して平成31年度に向けた予算の確保や補助制度の拡充・創設等の施策を打っていただかなければならない事項です。

以下の点を考慮して作成してください。

1、平成31年度に向けて要望する必要がある事項であること

○要望事項は次に該当することとします。

- (1) 本市の施策を遂行する上で要望する必要がある事項
- (2) 国・県において、平成31年度に予算の確保、補助制度の拡充・創設、事業の促進等が必要な事項
- (3) 実現の可能性のある事項

○ ※国に対する要望には、県を通じて国へ要望してもらいたい事項を含みます。

2、継続要望について見直すこと

昨年度提出した要望事項は、継続して要望すべきか判断し、積極的な見直し(削除・修正)を行ってください。

また、事業としてピークを過ぎ収束に向かっている事項、要望を重ねても実現する見込みがない事項などは除外するとともに、視点を変えて新規要望とすることなどを検討してください。

3、様式記入にかかる留意事項

○現状と課題

要望する背景や理由について、本市における現状や課題とともに簡潔に記載してください。

○要望内容

国・県に対して実現を求める内容を記載してください。継続要望においては、例年通りの内容とするのではなく、市が国・県に求めることをできる限り具体的に示してください。

○図面、写真等

要望内容や要望箇所が視覚的にわかりやすくなるよう、位置図、図面、グラフ、写真等を添付してください。

※本市が所属する各種協議会や期成同盟会等の要望活動において、「栗東市」としての要望事項が含まれる場合は、本件との整合を図ってください。

※後日市ホームページ等で公表することを前提としますので、市民にわかりやすい内容となるよう留意してください。

(3) 部内優先順位表（重点要望の選定）

本市に関わる重要な事項のうち、緊急性・実現性・具体性が高く、次年度に国・県予算へ反映されるべきものであり、特に重点的に要望しなければならない事項を「重点要望」と位置づけ、国・県への要望する際には、特に強く実現を求めます。

各部所管の要望事項に優先順位を付け、以下の基準により重点要望を選定してください。

○重点要望の選定基準

- ・優先順位の上位にあり、緊急性・実現性・具体性が高く、本市として特に重点的に要望しなければならない事項であること。
- ・次年度に実現すること、又は実現しないことで、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすプロジェクトや事業であること。

平成30年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の実現状況 一覧

項目	内容	国・県	実現状況	備考	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・全部実現 ・一部実現 ・実現せず 	<p>・要望事項ごとに実現状況、国・県の対応状況等を記入してください。</p> <p>・後日市ホームページで公表する予定ですので、市民にわかりやすい内容とし、専門用語を使用する場合は、注釈を入れるなど工夫してください。</p> <p>※国・県の対応状況や見解について、公開できない状況説明は、右の備考欄(非公開)に記載してください。</p>	<p>・公開できない補足説明、国県の見解等があれば記入してください。</p> <p>・備考欄の内容は非公開です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・取り下げ

いずれかに○印
※県を通じて国へ要望する場合は両方

いずれかに○

いずれかに○

【記入例】 …昨年度の内容を引用

地方創生における交付金の確保等について	<p>地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、地域再生計画の認定も含め、柔軟な制度運用をお願いします。</p> <p>また、交付金について、自由度の高いものとし、総額を確保いただくとともに、地方財政計画において、地方一般財源の総額確保を含め、十分な財源の継続確保をいただくよう、特段の配慮をお願いします。</p>	<p>国</p> <p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全部実現 ・一部実現 ・実現せず 	<p><例示></p> <p>平成28年11月22日に滋賀県が実施された政府への政策提案・要望「国の施策および予算に関する提案・要望」において、地方の実情に即したより自由度の高い制度への運用改善と、地域再生計画実現のために必要な財源の継続的・安定的な確保を主旨として、「地方創生の実現に向けた実行性のある支援について」下記内容を柱に要望実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地方創生推進交付金のより一層の自由度の向上 ■地方創生推進交付金の総額確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・取り下げ 	<p>市民政策部 (元気創造政策課)</p> <p><例示></p> <p>現在、国が示されている状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金総額については平成28年度当初予算額1,000億円と比較して、平成29年度当初予算においても同規模の1,000億円の予算が一定確保されている。 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日)においては、交付対象について、事業の自立性や官民協働・地域間連携などの先駆性が依然強く求められている。
---------------------	---	-------------------	---	---	--	---

(様式3)

新規事項または継続事項について、記入ください。

区分：新規・継続

平成31年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

担当部・課

要望事項:

〔現状と課題〕(背景・要望する理由など)

〔要望内容〕

〔図面・写真等〕

(位置図、図面、写真等を活用し、理解しやすいように作成してください。)

要望先の国、県の所管を記載してください。

【要望先】

省 局(部) 課
滋賀県 部 課

平成 31 年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

担当部・課 ○○○部・○○○課

要望事項： 地方創生に向けた取り組みの推進について

〔現状と課題〕(背景・要望する理由など)

本市の人口は、2045年までは緩やかに増加していくものの、年少人口(0歳~14歳)は2015年をピークに、また、生産年齢人口(15歳~64歳)は2030年をピークに減少に転じ、一方、老年人口(65歳以上)は2045年まで一貫して増加を続け全体人口に対し23.9%を占めると推計しており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となっています。

人口減少・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、全国の自治体において、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、それぞれの特性を活かした自立的で持続的な地域社会の創生に取り組むことが求められており、本市におきましても、平成27年度に栗東市人口ビジョンならびに栗東市総合戦略を策定し、人口減少や地域経済の縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みを推進しているところです。

国では、地方創生の取り組みに対して、従来とは次元の異なる大胆な政策を実行していくものとされていますが、即効性のある施策と効果が緩やかに表れる施策とがあり、中長期的な取り組みを行うことが必要であると考えられます。

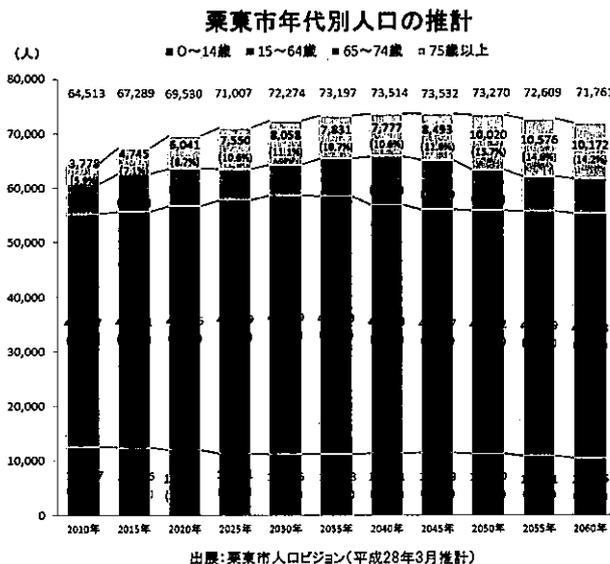
また、地域によって人口動態の自然減・社会減の影響度は異なるため、地方自治体の自主的な取り組みを効率的、効果的に推進するためには、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行う必要があります。総合戦略期間である5か年の予算確保をはじめ、柔軟性のある制度であることが必要です。

〔要望内容〕

地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、地域再生計画の認定も含め、柔軟な制度運用をお願いします。

また、交付金について、自由度の高いものとし、総額を確保いただくとともに、地方財政計画において、地方一般財源の総額確保を含め、十分な財源の継続確保をいただくよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



〔要望先〕 ○○○○省 □□□□局 △△△△課

滋賀県○○○○部 △△△△課

平成31年度 国・県要望に係る部内優先順位表

部 ※ 部内の提案内容の優先順位を教えてください。
※ 重点要望に該当するものには○印を重点要望欄に記入してください

担当課	部内 優先順位	要望事項名	重点要望
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		

平成31年度 国・県要望に係る部内優先順位表

■ ■ 部

※ 部内の提案内容の優先順位を教えてください。
 ※ 重点要望に該当するものには○印を重点要望欄に記入してください

担当課	部内 優先順位	要望事項名	重点要望
○○ 課	1		○
◆◆ 課	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		

平成 30 年度
予算ならびに施策に
対する要望事項



梅の木立場 “あかりの演出”

 栗東市

平成 29 年 8 月

— 目次 —

No	要 望 事 項		区分	県所管	頁
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて	【重点要望】	(継続)	総合政策部 (防災危機管理局)	1
2	新駅問題の早期解決について	【重点要望】	(継続)	総合政策部	2
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて	【重点要望】	(継続)	総合政策部、琵琶湖環境部 商工観光労働部、土木交通部	4
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について		(継続)	総務部	6
5	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について	【重点要望】	(新規)	総務部	7
6	地方創生に向けた実効性ある制度の充実にについて		(継続)	総務部	8
7	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について	【重点要望】	(継続)	琵琶湖環境部	9
8	黙被害防止対策と交付金事業の充実にについて		(継続)	琵琶湖環境部	10
9	守山栗東雨水幹線の事業促進について		(継続)	琵琶湖環境部	11
10	国民健康保険税（料）の全県統一等について		(継続)	健康医療福祉部	12
11	強度行動障がい者の処遇改善について		(継続)	健康医療福祉部	13
12	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について		(継続)	健康医療福祉部	14
13	介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について		(継続)	健康医療福祉部	15
14	一級河川の改良事業等促進について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	16
15	野洲川改修事業の促進等について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	18
16	野洲川管理用道路の整備と弾力的な運用について		(継続)	土木交通部	19
17	国道バイパスに関する事業促進について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	20
18	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について		(継続)	土木交通部	21
19	県施行による都市計画道路等の事業促進について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	22
20	県道栗東信楽線の改修整備の計画について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	24
21	道路事業費の確保について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	25
22	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	27
23	観音寺地先の砂防えん堤事業について		(継続)	土木交通部	28
24	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて		(継続)	土木交通部	30
25	JR在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について	【重点要望】	(継続)	土木交通部	31
26	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について	【重点要望】	(継続)	教育委員会	32
27	学校給食共同調理場建設に対する国の財政的支援の堅持について	【重点要望】	(継続)	教育委員会	33
28	特別支援教育加配教員の配置について	【重点要望】	(継続)	教育委員会	34
29	特別支援学級の編制基準の引き下げについて	【重点要望】	(継続)	教育委員会	35
30	警察活動推進体制の整備について		(継続)	警察本部	36

【継続】

重点

【総合政策部】

1. 災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて

【現状と課題】

近年の自然災害においては、局地的な災害発生が見られます。このような災害により被害を受けた被災者が、速やかに復旧を行い安定した生活を取り戻すために、被災者生活再建に係る支援制度の拡充等見直しが必要です。

【要望内容】

被災者生活再建支援制度の適用範囲について、局地的な自然災害等において被災したすべての被災区域が法に基づく支援の対象となるよう基準を見直すなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度における適用要件の緩和や拡大等の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民政策部 危機管理課)

2. 新駅問題の早期解決について

【現状と課題】

平成19年の新幹線新駅中止以降、新幹線新駅の中止に起因した地元地権者への対応や市への財政支援等に滋賀県として取り組んでいただいておりますが、平成24年8月の新駅発言をはじめとする知事や滋賀県の地権者に対する対応や説明、また市との連携体制等に対し、市民・地域・地権者の不信・不満は今なおあります。

新駅問題にかかる諸問題の一日も早い解決と、まちづくり基本構想（以下、「後継プラン」という。）完遂に向け、滋賀県にはこれまでの経緯をふまえ、適切な役割分担のもと、相互に連携協力を図りながら一層積極的、かつ主体的に取り組まれる姿勢が望まれています。

【要望内容】

1. 主体的な取り組みについて

知事から市長に出された平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」の文書内容の確実な履行により、後継プランの早期完遂を目指し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会および検討ワーキング、県市定例会議において、市と共に考え、提案し、引き続き積極的な姿勢とスピード感をもって、主体的に取り組まれるよう、特段の配慮をお願いします。

2. 県職員の専従配置について

地権者をはじめとする関係者の意向把握や県・市の連携した動きは継続して必要となることから、新幹線新駅中止に係る諸課題の全てが解決されるまでは、専従配置の継続により滋賀県の責任を果たされ、市と共に事業推進に取り組まれるよう、継続した専従について、特段の配慮をお願いします。

3. 財政的負担について

滋賀県から市への財政上の対応について、平成21年3月27日に締結した基本合意書、平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」および平成29年3月21日の変更覚書に基づき、今後も後継プランの事業完遂に向け、誠意ある支援を確実にを行うよう、特段の配慮をお願いします。

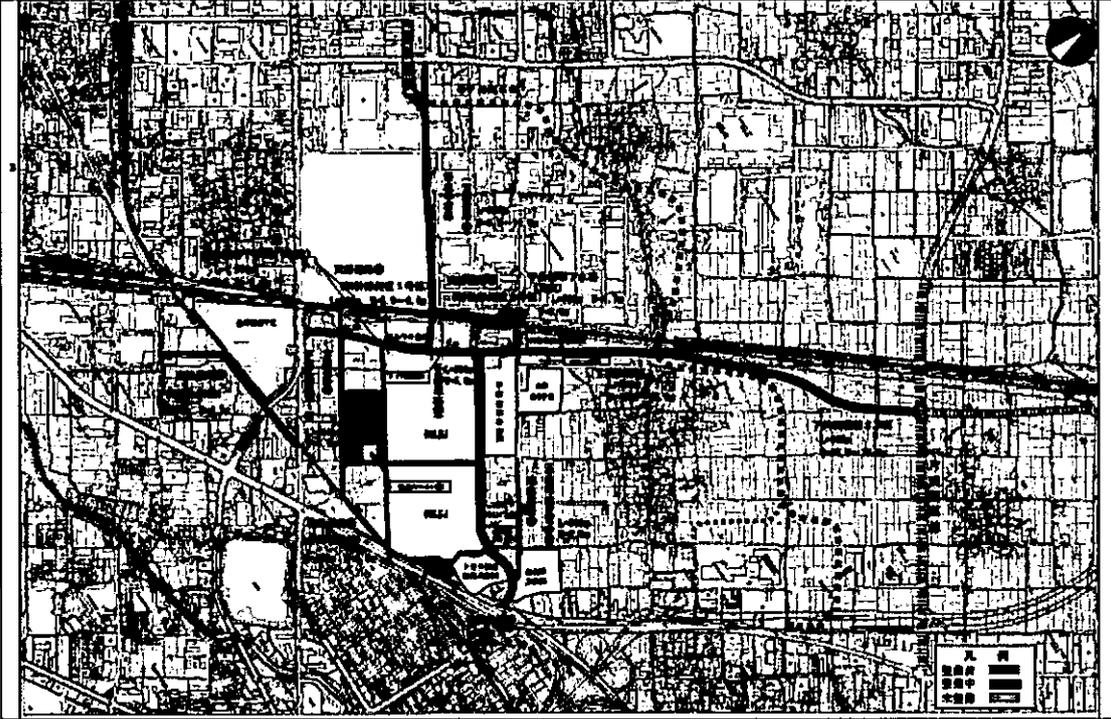
4. 旧市土地開発公社用地に係る問題の解決について

後継プランの具現化を進める中で、新幹線新駅中止および土地区画整理事業の廃止により、事業目的を失った旧市土地開発公社所有地については、活用や事業化あるいは処分について円滑に進められるよう、具体的な支援に特段の配慮をお願いします。

[図面・写真等]

まちづくり基本構想(後編プラン) 位置図

資料 国土院・国交省



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【総合政策部】【琵琶湖環境部】【商工観光労働部】【土木交通部】

3. 新駅問題(後継プラン)の取り組みについて

【現状と課題】

滋賀県と本市は、平成21年10月末に新幹線新駅に代わる新たなまちづくりとして、まちづくり基本構想(以下、「後継プラン」という。)を作成し、地域・地権者に対し、短期での基盤整備実施、企業立地促進、また地域のまちづくり計画の策定について、積極的に取り組んでいくと約束してきました。

また、当該地域は、滋賀県南部地域振興プランに特別プロジェクトとして位置づけ、広域的見地からの都市的発展を図るため、基盤整備の推進、企業立地の促進を積極的に行い、地域づくりを行うことが掲げられています。以来、7年が経過しましたが、各事業の実施に取り組む中で、諸課題は今尚山積しており、滋賀県はその責任と役割に基づき、財政的負担・支援だけではなく、関連する事業の具体的な対応など、一層積極的かつ主体的な取り組みが求められています。

【要望内容】

1. 地域のまちづくりについて

地元および地権者は新駅中止、新都心土地区画整理事業廃止により、後継プランの早期実現を望まれています。平成24年度には地区担当を配置し、情報発信や企業からの進出相談などに対応し、立地は進みつつありますが、地権者にはまだまだ不満が残っています。早期対応は、後継プランの全地権者対象説明会時に、知事自ら約束した内容です。よって、政策変更に対応する責任の重要性に鑑み、後継プランの早期実現に向けた主体的な対応姿勢について、特段の配慮をお願いします。

2. 基盤整備について

後継プランに係る基盤整備について、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け整備を進めていますが、特に昨年度は、要望額に対し内示額は大きく下回った中、滋賀県の配慮により事業の推進ができたところですが、要望額に対し内示額が下回ると短期で実施することが困難になるおそれがあります。ついては、事業促進が円滑に図れるように国費補助にかかる予算確保等の総合的な支援について、特段の配慮をお願いします。

3. 関連する県事業について

後継プランに明記した各種事業の確実な実施、ならびにその効果を最大限に活かしていくため、関連する県事業(中ノ井川ショートカット事業、主要地方道栗東志那中線、県道片岡栗東線)の着実な実施をいただくよう、引き続き特段の配慮をお願いします。

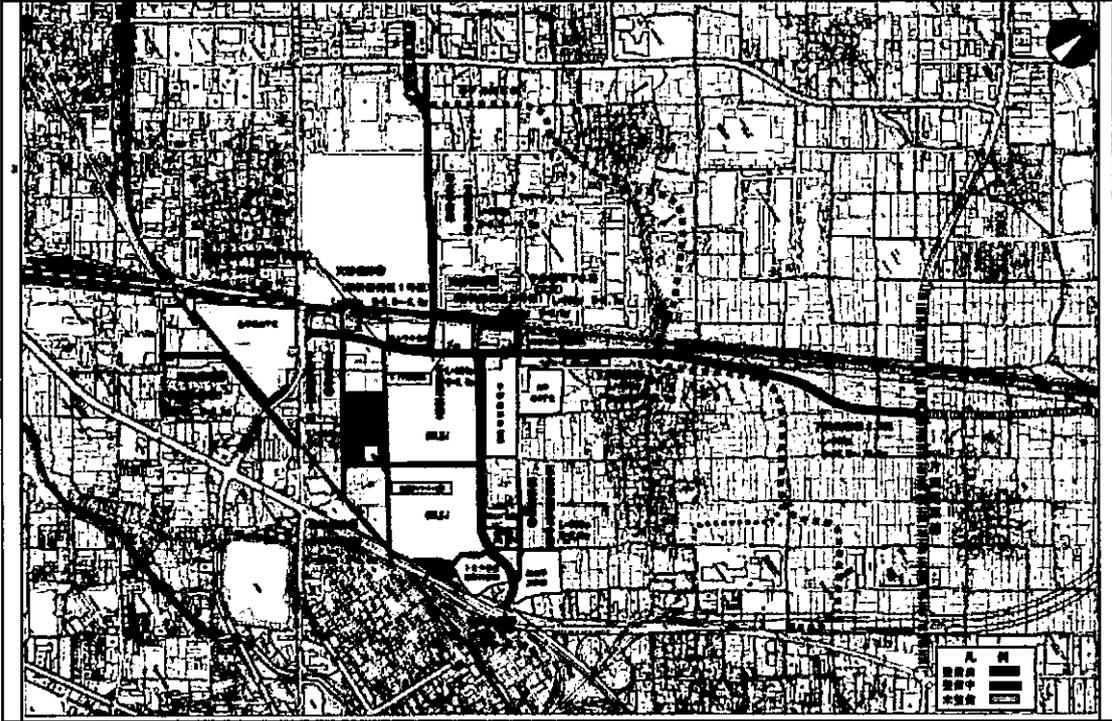
4. 企業立地促進施策について

単に既存の制度の活用だけではなく、「環境立県滋賀」として滋賀県独自の施策の創設や新駅問題特定プロジェクト対策室をワンストップとした商労働局等との連携を密にし、企業誘致推進室職員を兼務されていることを有効に生かし積極的な対応をいただくよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

まちづくり基本構想（整備プラン） 位置図

資料 国・県・市



（担当 建設部 国・県事業対策課、道路・河川課）

【継続】

【総務部】

4. 滋賀県市町振興資金による財政支援について

【現状と課題】

本市においては、景気低迷による税収の減少や新幹線新駅中止による負の影響などにより、平成19年度以降、大幅な収支不均衡が生じたことから、「財政再構築プログラム」や「(新) 集中改革プラン」といった数次にわたる行財政改革を実施してきました。

また、これと併せて、栗東市土地開発公社の抜本的改革を進め、第三セクター等改革推進債の発行により、同公社を解散しました。

こうした中で、滋賀県におかれては、県内市町に資金貸付を行う「滋賀県市町振興資金」に、財政健全化貸付制度を創設され、本市への財政支援をいただいたところです。

本市においては、行財政改革の効果は、ほぼ予定どおり達成しているものの、今後もその効果を維持しながら、平成30年度での財政健全化の達成に向けた取り組みを引き続き進めていく必要があります。また、厳しい中にあっても社会経済情勢の変化や市民ニーズに応えるための施策を実施するにあたり、これに対応し得る財源確保が必要となります。

【要望内容】

本市においては、財政健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、まだまだ、厳しい財政状況に変わりはありません。

このことから、低利かつ安定的な資金貸付をいただける市町振興資金貸付制度を、今後も維持・継続していただき、本市の財政健全化に向けた取り組みや地域の政策課題に向けた取り組みに対して積極的な財政支援を講じていただけるよう、引き続き特段の配慮をお願いします。

(担当 市民政策部 財政課)

5. 地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について

【現状と課題】

地方交付税（普通交付税）の収入額に算入されている地方消費税交付金について、平成28年度は決算見込み額と交付税算入額に大きな乖離が見られました。

28年度においては、標準税収入額が1,127,408千円であったのに対して、決算額は1,054,397千円となり、結果として73,011千円の収入不足が生じ、他の一般財源でその補てんをせざるを得ない状況になり、これが本市財政に与えた影響は非常に大きいものでありました。

この交付金については、交付税に算入される金額が大きく、交付税算入額と実際の決算額との乖離が今後はさらに大きくなる可能性もあり、その乖離が市の財政運営に大きく影響します。

【要望内容】

地方消費税交付金の交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じた場合、地方財政の安定的な運営の観点から、緊急的な措置として、法人市民税のように減収補てん債の発行を可能としたり、翌年度の交付税算定における精算方式を導入するなどの制度を創設していただけるよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民政策部 財政課)

【継続】

【総務部】

6. 地方創生に向けた実効性のある制度の充実について

【現状と課題】

本市の人口は、2045年までは緩やかに増加していくものの、年少人口（0歳～14歳）は2010年をピークに、また、生産年齢人口（15歳～64歳）は2030年をピークに減少に転じ、一方、老年人口（65歳以上）は2045年まで一貫して増加を続け全体人口に対し23.9%を占めると推計しており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となっています。

人口減少・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、本市におきましても「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に栗東市人口ビジョンならびに栗東市総合戦略を策定し、人口減少や地域経済の縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みを推進しているところです。

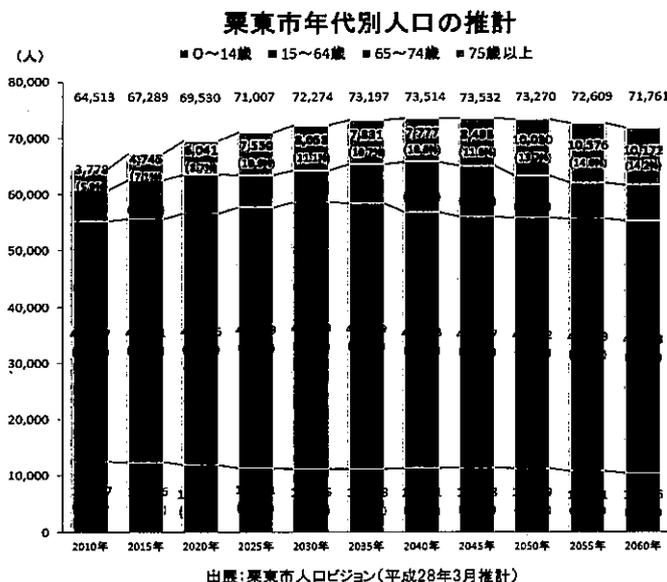
国では、地方創生の取り組みに対して、従来とは次元の異なる大胆な政策を実行していくものとされていますが、即効性のある施策と効果が緩やかに表れる施策とがあり、中長期的な取り組みを行うことが必要であると考えられます。

また、地域によって人口動態の自然減・社会減の影響度は異なり、地方自治体の地方創生に向けた自主的な取り組みを効率的、効果的に推進するためには、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行う必要があり、今後、更に自由度の高い柔軟性のある制度であることが必要です。

【要望内容】

地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、より一層の自由度の向上と柔軟な制度運用をいただきますよう、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



(担当 市民政策部 元気創造政策課)

7. 産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について

【現状と課題】（背景・要望する理由など）

RD最終処分場問題は、発生から17年が経過し、現在まで周辺住民をはじめ市民県民は、生活環境への影響などに対し不安を抱えています。そのような中、平成24年度には周辺自治会の同意を得た一次対策工事が実施され、問題解決に向け大きく前進しました。

また平成24年10月には、二次対策工事の実施に当たっての協定書および確認書が、滋賀県と周辺自治会との間で締結され、平成25年度より二次対策工事が実施されています。

しかし、その工事期間は影響確認のため随時行われている浸透水および地下水モニタリング調査期間も含め、長期間となります。

このようなことから、地下水汚染の防止および市民の不安解消と安全安心のためにも、示されたスケジュールどおり、着実な対策工事が実施されるとともに、期間中の周辺環境対策についても確実な実施が求められています。

【要望内容】

地下水汚染拡散の防止ならびに市民の安全安心を確保するため、RD最終処分場の二次対策工事については、今回の工事の施工方法変更に伴い、環境大臣の早期同意を得られるとともに、工程に影響が出ないように年次計画どおり円滑かつ確実に進め、地元住民・市との連携、情報共有を図りながら、工事実施に伴う不測の事態には的確に対処するなど、周辺住民の方々が早期に安心して暮らせるよう、特段の配慮をお願いします。

また、最終処分場跡地利用についても地元住民の意見が反映され、工事完了後速やかに有効に活用されるよう、特段の配慮をお願いします。

（担当 環境経済部 環境政策課）

【継続】

【琵琶湖環境部】

8. 獣被害防止対策と交付金事業の充実について

【現状と課題】

農林業分野において、獣被害の拡大が生産意欲の低下、耕作放棄地の増加等深刻な問題となっています。本市では、国の緊急経済対策による緊急捕獲対策を活用し、「栗東市鳥獣被害防止計画」を策定し、地域との連携で防護柵・電気柵の設置による被害拡大防止策や、箱ワナによる有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。

しかし、有害鳥獣の行動範囲は市域をまたぐことから、各市での取り組みだけでは捕獲数の増加に限界が生じており、県域での取り組みが必要と考えます。

【要望内容】

西部・南部地域の4市で広域的な地域協議会を設立し、有害獣の生息場所や移動等の情報共有に努めるとともに、技術交流による先進的な捕獲・防護設備の整備を実施してきましたが、市域をまたがる被害については、県主体による対策を講じるなど特段の配慮をお願いします。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」の継続的な予算確保と更なる予算の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 環境経済部 農林課)

〔継続〕

【琵琶湖環境部】

9. 守山栗東雨水幹線の事業促進について

〔現状と課題〕

守山栗東雨水幹線事業において、守山市三宅町から栗東市出庭（宅屋地先）（全計画延長 4,833m のうち約 3,825m）まで事業が完了し、本市に於いては計 6 箇所の接続点のうち現在接続可能な 1 箇所目の接続工事が完了しています。

しかし、今日に於いても今なお続いている出庭清水ヶ丘での浸水解消に向け、出庭工区管渠工事（約 1,008m）の最上流部までの早期完成が強く望まれています。

出庭清水ヶ丘での浸水解消については、出庭工区管渠工事（約 1,008m）の最上流部までの完了が必須であり、今年度から工事着手されるなかで、まずは文化財調査業務や埋設占用協議を順次進められ、遅延することなく工事着手していただくことが必要です。

〔要望内容〕

出庭工区管渠工事について、地元自治会をはじめとし関係機関との十分な協議、調整を図るなかで、全線を早期に完了いただくよう特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

守山・栗東雨水幹線



(担当 上下水道事業所 上下水道課)

【継続】

【健康医療福祉部】

10. 国民健康保険税(料)の全県統一等について

【現状と課題】

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立し、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割が、平成30年度に市町村から都道府県へ移行することとなります。

滋賀県においては「滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会」において具体的な検討がなされています。

また、滋賀県では、持続可能な国民健康保険の運営を基本理念とし、保険料の負担と給付サービスの公平化、保険事業の推進と医療費の適正化、保険財政の健全化を方向性として掲げ、平成30年度から平成35年度を第1段階として賦課方式を3方式に統一するなどした後、平成36年度からの第2段階においてできるだけ早い時期で統一を目指す方向性を示されています。

これまで、早期の統一保険税(料)実現に対して要望していました当市におきましては、前進ではありますが、統一に向けて、具体的な目標年次を設定したうえで、共通認識を持ちつつ進めていく必要があると考えます。

【要望内容】

平成30年度実施の国民健康保険運営の都道府県化にあたり、滋賀県と市の役割分担の明確化や、保険税(料)の早期統一に向けた具体的な目標年次を定めて取り組んでいただきますよう特段の配慮をお願いします。

(担当 福祉部 保険年金課)

【継続】

【健康医療福祉部】

11. 強度行動障がい者の処遇改善について

【現状と課題】

強度行動障がい者の日中受け入れについては、滋賀県の「強度行動障害者通所特別支援事業費」では、定められた期間を超えての利用ができず、「栗東市強度行動障害者通所特別支援事業実施要綱」を改正し、市の事業として実施しています。

強度行動障がい者の処遇の改善を図るためには、継続して利用できる必要があります。

【要望内容】

強度行動障がい者が、日中支援事業所において安心して、安定したサービスが受けられるよう「強度行動障害者通所特別支援事業」においては、期間の限定なく継続した支援が受けられるよう見直しをしていただき、補助制度の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 福祉部 障がい福祉課)

【継続】

【健康医療福祉部】

12. 地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について

【現状と課題】

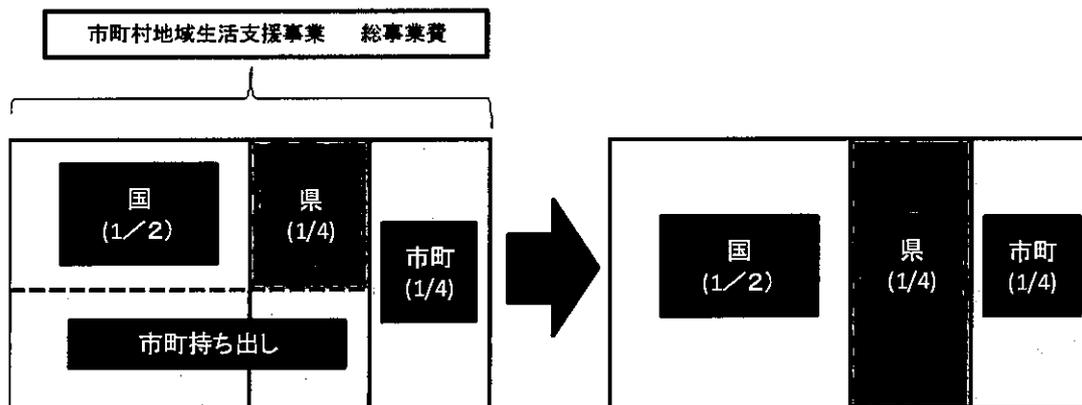
市町地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うこととされていますが、必須事業の利用拡大や、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の実施を進める上で、そのための財源確保が課題となっています。

国の補助基準額は総事業費から見た補助必要額の5割程度にとどまり、県費についても国の補助基本額を根拠としており、国費・県費補助ともに事業費に見合う補助が得られない状況が続いているため、事業の財源確保に苦慮しています。

【要望内容】

市町地域生活支援事業にかかる十分な財源確保ができるように、実施事業費に見合う補助基準額を設定いただくとともに、補助金の増額について特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



(担当 福祉部 障がい福祉課)

【継続】

【健康医療福祉部】

13. 介護保険事業の財源確保と必要な財源措置について

【現状と課題】

- (1) 財政調整交付金は、第1号被保険者の人口構成・所得の状況により毎年変動しており、本市では5%基準を大きく割り込んでいます。交付率の変動は保険料基準額の算定においても大きく影響しています。このために近隣市との保険料比較において差が生じているのは不自然であり、理解も得にくいところです。
- (2) 介護保険制度における給付は個人給付ですが、保険料賦課においては世帯概念が導入されているため、被保険者の収入と保険料負担額の間に不均衡となっている事例が多くあり、低所得者にとって負担となっています。

【要望内容】

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化いただくよう、特段の配慮をお願いします。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、世帯概念を用いている賦課方式を改め、個人の所得や収入による賦課の方式等、より公平な保険料の設定となる制度へ見直しいただくよう、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
調整交付金率	0.58	0.43	0.22	0.32	0.19	0.45

(担当 福祉部 長寿福祉課)

〔土木交通部〕

14. 一級河川の改良事業等促進について

〔現状と課題〕

本市における雨水排水の根幹をなす3河川（金勝川、葉山川、中ノ井川）については、水害に弱い天井川であることに加え、関連する雨水幹線等からの内水排除の整備が進まず、大雨時に道路冠水や床下浸水等が多発し、沿川住民は絶えず不安と危険性に脅えている状況が依然長く続いています。

〔要望内容〕

1. 金勝川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線バイパス交差部上流部までの平地化事業の早期整備完了と、計画全線での整備完了に向けた着実な事業促進について、特段の配慮をお願いします。

また、護岸の老朽化も激しく、全線での点検と必要な補強対策等の確実な実施について、特段の配慮をお願いします。

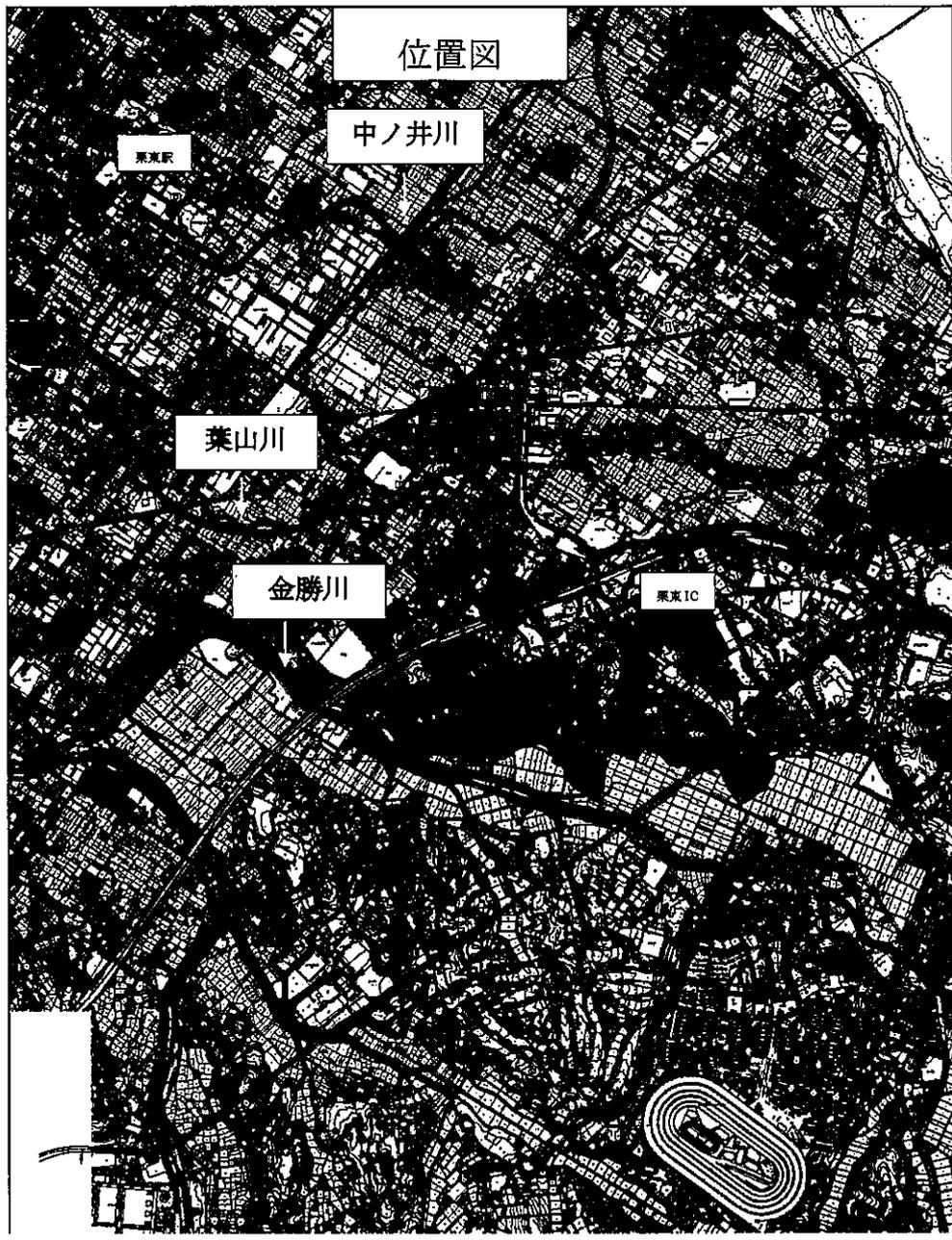
2. 葉山川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線下流で予定する平成31年度のセカンドタッチの確実な実施に加え、県道上流部区間の早期工事着手に向けた取り組みについて、特段の配慮をお願いします。

3. 中ノ井川ショートカット事業の促進

野尻地先から大橋地先までの上流計画区間について、事業区間毎の計画年次を示す中での計画的で着実な事業実施と併せ、蜂屋・大橋地先での浸水被害軽減対策として実施いただいている暫定放水路整備について、計画的且つ着実な事業促進による、一日も早い全線の整備完了が図れるよう、特段の配慮をお願いします。

（担当 建設部 国・県事業対策課）



【土木交通部】

15. 野洲川改修事業の促進等について

【現状と課題】

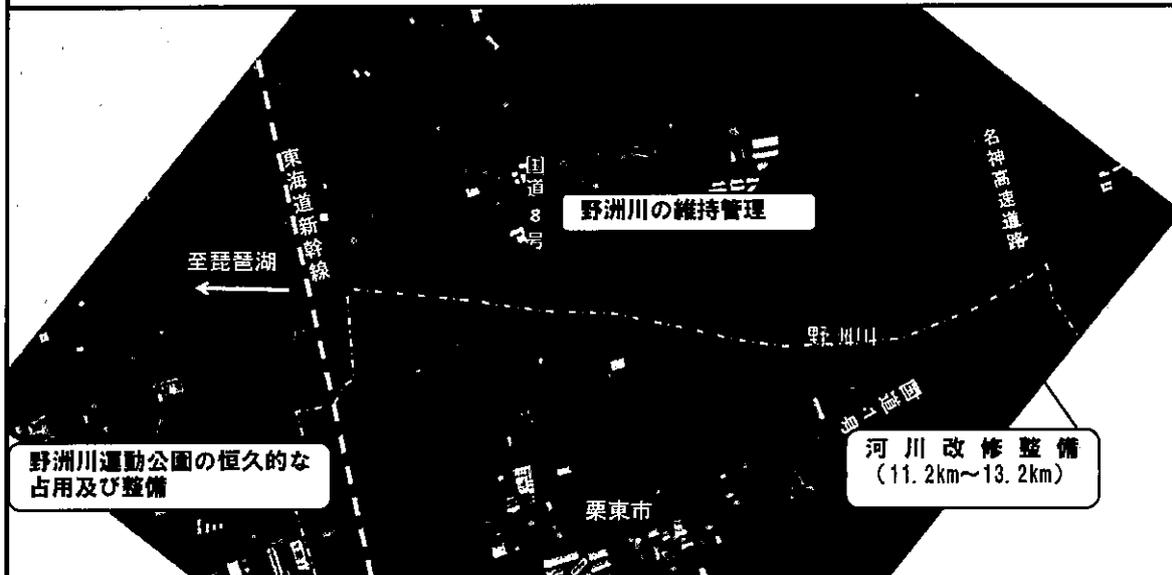
野洲川は、琵琶湖に注ぐ県内最大の河川でありながら、野洲川左岸（11.2km～13.2km）付近については河川整備が出来ておらず、集中豪雨による増水・氾濫が心配され一日も早い護岸整備および河川改修が沿川地域住民の強い願いです。

また、野洲川運動公園につきましては、多くの市民がスポーツレクリエーションを楽しむ場、憩いの場として定着しており、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、適正な維持管理に努めています。

【要望内容】

野洲川左岸、栗東市林地先～伊勢落地先の河川改修整備と、維持管理について、流水の阻害となる樹木の撤去や堆積土砂の浚渫等、特段の配慮をお願いします。

野洲川運動公園については、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、管理している点を考慮いただき、恒久的な占用および整備が可能となるよう、特段の配慮をお願いします。



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【継続】

【土木交通部】

16. 野洲川管理用道路の整備と弾力的な運用について

【現状と課題】

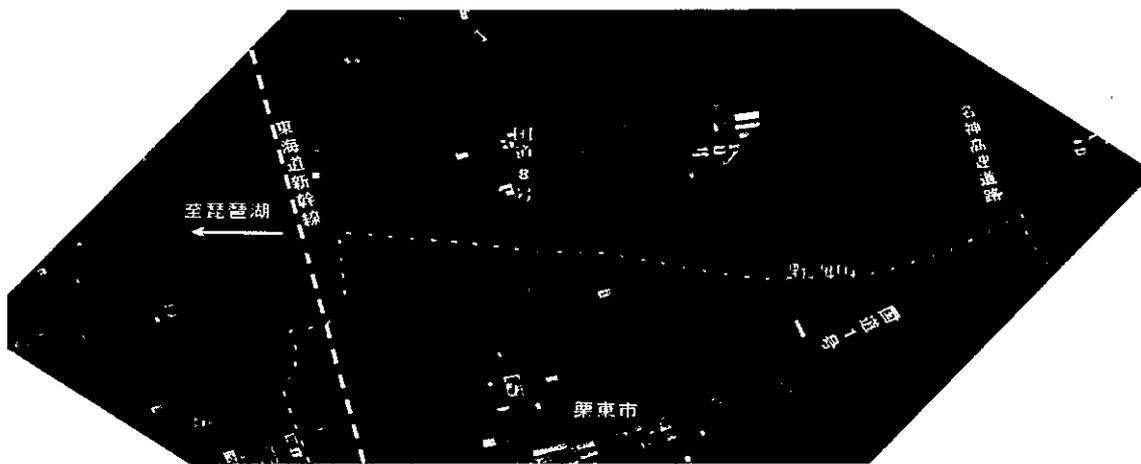
野洲川は守山・栗東・野洲市域を縦断的ではほぼ直線的に流下しており、国道8号から湖岸までの野洲川左岸における高水敷の管理用道路は部分的に整備されているものの、未舗装で雑草が繁茂する区間も存在しており円滑な移動に支障をきたしている状態であり、連続的な利用ができるよう整備することで、災害時には避難経路や緊急輸送路として、重要な役割が果たせるものと考えます。

また、平常時には河川公園等を歩行者や自転車利用者が、野洲川の風を肌で感じながら通行するなど、「水」と「緑」に親しみながらスポーツやレクリエーションを楽しむ機会を提供することができると考えます。

【要望内容】

当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路を活用した整備と管理ならびに弾力的な運用について、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



(担当 市民政策部 元気創造政策課)

【継続】

【土木交通部】

18. 国道等(1号・8号、栗東第二IC)の合流箇所における歩道整備について

【現状と課題】

国道1号・8号、栗東第二ICの合流箇所付近では、整備後50年が経過した現在においても国道部の歩道が途切れて、自転車・歩行者は迂回を余儀なくされ、狭小で勾配がきつく見通しの悪い国道1号の地下道などの通行では、車両との出会い頭の衝突事故が多発している現状であり、本市としましては交通安全対策に苦慮しております。

【要望内容】

近隣にはJR手原駅および第三次医療機関である済生会滋賀県病院があり、駅および病院利用者や沿線住民の地域間の往来等が安全に通行できるよう、国道等の合流箇所における歩道ネットワークの整備と国道1号・8号横断施設の設置および国道1号横断施設の改善に向け、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】

19. 県施行による都市計画道路等の事業促進について

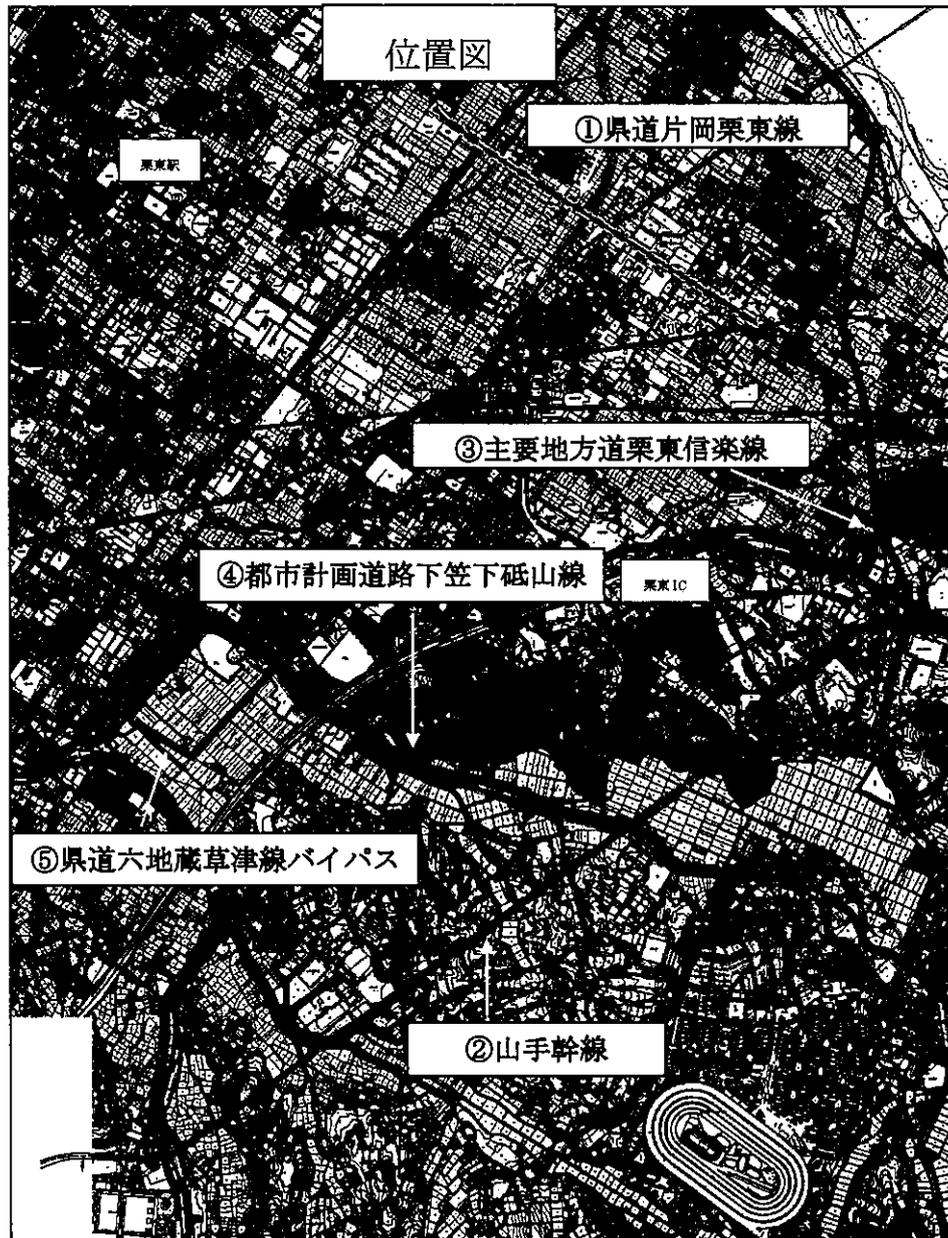
【現状と課題】

本市では、慢性的な渋滞解消、交通安全の確保および地域経済の活性化に欠かすことのできない国道1号バイパス、8号バイパスと共に、道路ネットワーク網を構成する県道、更には関連する本市道路整備について、国道バイパスの整備効果を楽しむため「道路整備プログラム」による確実な事業促進に取り組んでいます。

【要望内容】

- ① 県道片岡栗東線（守山市～国道8号）の現道拡幅整備
国道8号バイパスおよび後継プランとの連携した整備促進について、特段の配慮をお願いします。
- ② 山手幹線（国道1号バイパス先線、上砥山～草津市馬場町）の整備
国道1号バイパスの先線として必要不可欠な主要幹線道路であり、国道1号栗東水口道路Ⅱ期区間と山手幹線（主要地方道大津能登川長浜線）が連続して供用の開始が図れるよう、着実な事業促進について特段の配慮をお願いします。
- ③ 主要地方道栗東信楽線（野洲川幹線）の事業促進
当該道路は幅員が狭く見通しが悪いことから事故が多発していることに加え、国道1号バイパスの開通により交通量が増加することから、早期整備について特段の配慮をお願いします。
- ④ 都市計画道路下笠下砥山線（県道川辺御園線等）の整備
広域的な道路ネットワーク整備の観点から、国道1号から栗東水口道路Ⅰ・山手幹線までの区間、約3.3kmの県事業による事業化および整備促進について、特段の配慮をお願いします。
- ⑤ 県道六地藏草津線（岡～川辺）のバイパス整備の促進
金勝川平地化事業との連携により、全線開通の早期整備について、特段の配慮をお願いします。

（担当 建設部 国・県事業対策課）



【土木交通部】

20. 県道栗東信楽線の改修整備の計画について

【現状と課題】

平成元年の事業着手から平成11年の付替県道大津信楽線の事業着手と、着実に事業が進む中、平成17年の大戸川ダム凍結により「生活再建」事業の県道大津信楽線付替工事だけがダム予算をもって継続実施されています。

これまで主要地方道栗東信楽線と県道大津信楽線は平面交差していたものが、この付け替え工事では、上空26m上を付替県道大津信楽線が通過することとなるにも関わらず、主要地方道栗東信楽線の接続計画がまだ未計画となっています。

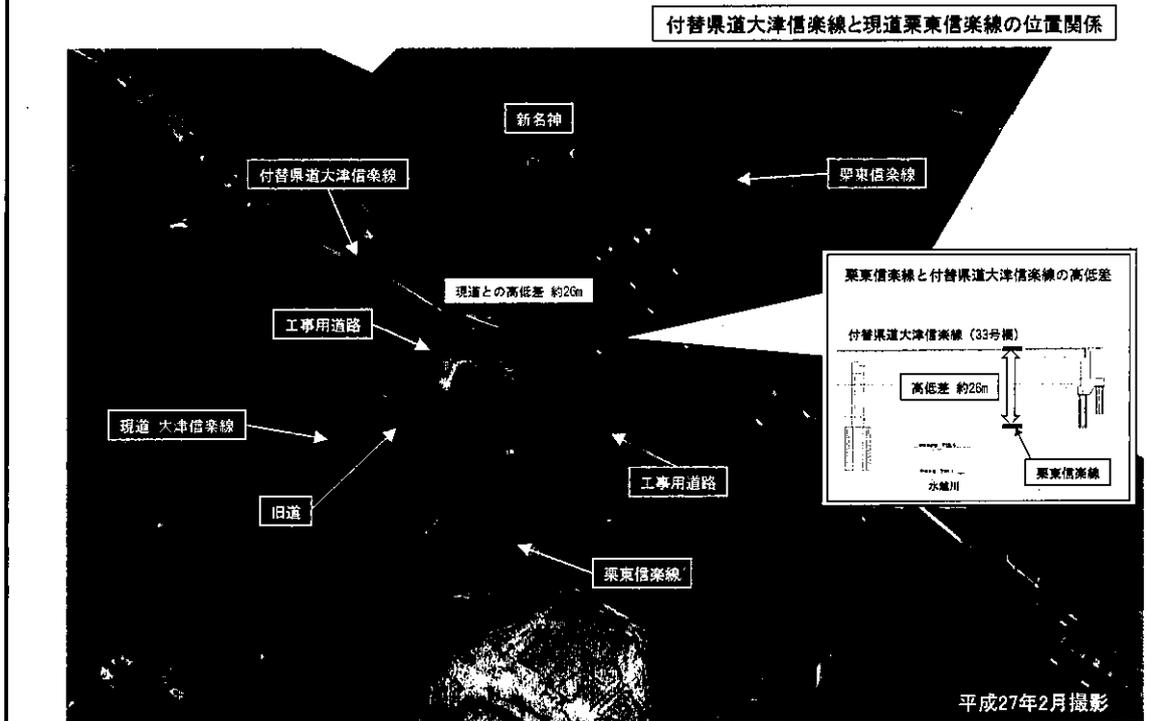
このままでは、市民生活をはじめ地域間交流の重要機能が損なわれることとなります。

【要望内容】

主要地方道栗東信楽線の接続計画の早期決定

地域住民の生活道路として、更には地域間交流や物流を支える幹線道路として重要な役割を持つ当路線について、施工中の付替県道大津信楽線事業と合わせた交差点接続が図れるように整備計画の早期決定と事業着手に向けた取り組みについて、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



(担当 建設部 国・県事業対策課)

21. 道路事業費の確保について

【現状と課題】

本市では、道路整備プログラムに基づき、これまで整備されてきた道路ストックを最大限に活用し、インターチェンジやJR各駅へのアクセス向上を図るとともに、道路を身近な生活空間として地域住民の生活向上と安全・安心に暮らせるまちづくりが必要です。

これら道路の整備を進めるにあたり、社会資本整備総合交付金は、大変重要な財源であり、特に昨年度は、要望額に対し内示額が大きく下回った中、県の支援を受け、大きな遅れが生じることなく事業進捗が図れましたが、要望額を大きく下回る内示額となることは、後継プランをはじめとする道路整備の進捗や市の活力あるまちづくりの推進に影響するものであります。また、橋梁等、点検結果に基づき、早期修繕の必要な箇所があり、計画的な対応が難しい状況となります。

【要望内容】

道路整備については、市街地の安全性を高める道路網づくり、地域活力創生のまちづくり、安心・安全に暮らせるまちづくりに資するため、適切な事業費の確保について、引き続き、特段の配慮をお願いします。

(担当 建設部 道路・河川課)

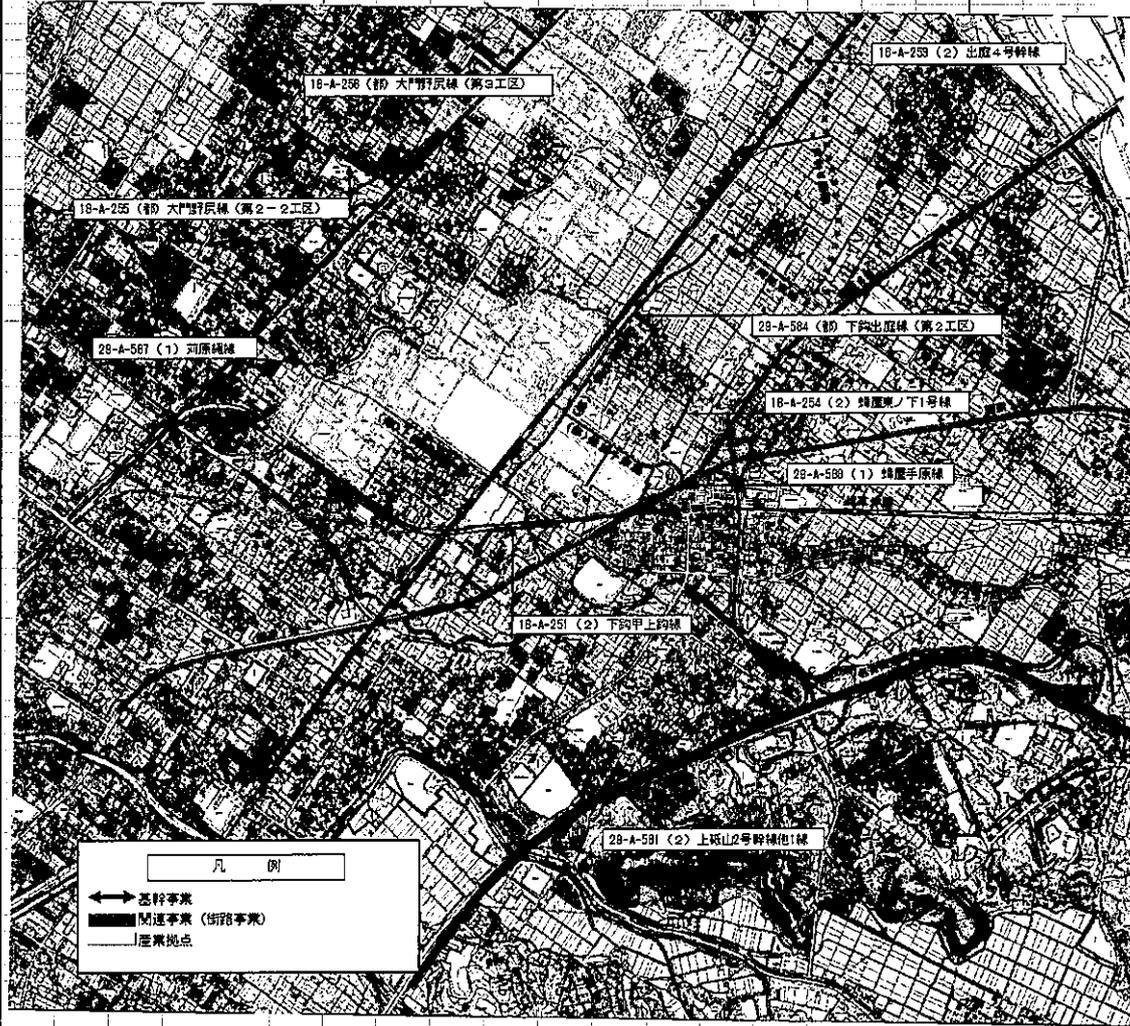
〔図面・写真等〕

(参考様式3)

社会資本総合整備計画 参考図面

20 インターチェンジ及び鉄道駅へのアクセス向上による新たな活力拠点を創出するまちづくり
 平成25年度～平成29年度(5年間)

滋賀県栗東市



22. 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について

【現状と課題】

近年、多発しております局地的な集中豪雨や猛烈な大型台風による土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害発生が増加傾向にあり、本市におきましても、平成25年9月の台風18号では土砂崩落が発生し、人命が失われています。

土砂災害防止法により、本市では土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として93箇所（うち急傾斜地崩壊危険区域は75箇所）の指定が行われています。しかし、急傾斜地崩壊対策事業は、15箇所において施工されたにすぎません。これは、山間部においては人家が分散しており、急傾斜地崩壊対策事業での採択要件に満たないことによるものです。

土砂災害防止対策は、市民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を創造するための基幹的事業として、財政が厳しい状況にあっても、着実に実施していかなくてはならないものであり、一刻も速い急傾斜地の崩壊対策の完了を目指し、崩壊対策事業を推進していく必要があります。

【要望内容】

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に居住されている市民の暮らしに安心なまちづくりによる砂防事業の強力かつ着実な推進のため、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の要件緩和について特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】

◆社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金採択基準等

都道府県が施行する急傾斜地崩壊対策防止工事で、次のすべての要件に該当し、事業費が7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 次のいずれかの要件に該当するもの。
 - ①人家概ね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
 - ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

◆滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業採択基準

県単独補助金 工事費の90%以内
急傾斜地の崩壊を防止する設備の新設、改良または補修工事にあつて、以下の4つ全ての要件に該当するもの。

- 又は、知事が特に必要と認めたもの。
1. 急傾斜地の高さが5mを超えること。ただし、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林保安施設地区にかかるものならびに人工がけは除く。
 2. 急傾斜地の崩壊により、家屋5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり緊急を要すること。
 3. 生業依存度が極めて高く、他に移転することが不可能であること、又は、300m以内に移転適地が無いこと。
 4. 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する費用を負担することが著しく困難であること。

(担当 建設部 土木交通課)

【継続】

【土木交通部】

23. 観音寺地先の砂防えん堤事業について

【現状と課題】

金勝川流域における土石流対策として、観音寺地区の砂防えん堤4基について、平成21年度より事業着手いただき、1基目の砂防えん堤は平成24年度に完成いただきましたが、平成25年9月の台風18号による大規模な地すべりにより、観音寺水源地や1基目えん堤が被災したことで、えん堤事業計画に遅れが生じました。

今般、観音寺水源地や被災えん堤の復旧も終わられ、2基目のえん堤についても平成28年12月に完成いただいておりますが、残る2基の砂防えん堤事業につきましても、土砂崩壊被害の再発防止に大きな効果を発揮することから、引き続き事業推進を図っていただくとともに、早期に完成いただく必要があると考えます。

【要望内容】

4基の砂防えん堤事業のうち未完成である残る2基につきまして、保全対象区域に居住する住民の安全・安心、また水源地をはじめとする公共施設等の保全のため、着実に事業進捗を図られ、早期完成いただくよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 建設部 土木交通課)

淀川水系・金勝川通常砂防事業（滋賀県栗東市）

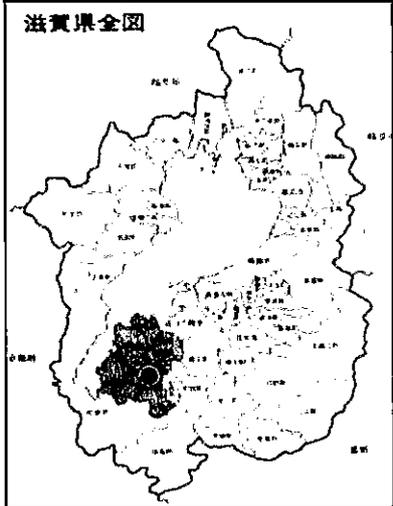
箇所概要

- 現状の危険性: 次回降雨で直下に存在する人家等に被害のおそれ
- 保全対象: 人家12戸、公民館、観音寺、善徳院、市道360m

全体図

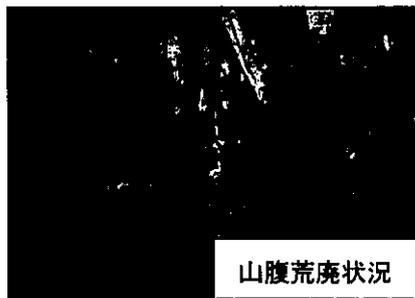


位置図



事業計画

- 事業内容**
- ・堰堤4基(透過型3基, 不透透型1基)
 - ・流路1式



【継続】

【土木交通部】

24. コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて

【現状と課題】

本市では平成15年3月に「市バス交通体系計画」を策定し、同5月から市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行を開始しました。その後は、毎年利用実態調査を実施し、路線の合理化、ダイヤ見直しなど、効率性と移動確保の均衡を探りつつ、新たな財源も模索する中で、財政改革にも努めてきました。その甲斐あって、平成16年度では、6,200万円余となっていた市補助金(一般財源)は、度重なる改革の成果に国費補助への移行も加わり、平成28年度では、3,700万円余まで縮減することができました。

特に草津市域および守山市域と統合運行する広域の先導的な見直しは、国の地域内フィーダー系統確保維持事業に採択され、延利用者や経常収益増の成果に繋がったにもかかわらず、県補助対象路線から外れたため、県補助金が減額される結果となりました。

今後も利用拡大を図るとともに民間路線撤退等により交通網の疎隔な地域について、必要な見直しを図ることとしています。そのため、県補助路線の新設・拡大や国費補助路線への移行など種々のケースにより、補助額の増減が大きく変動することとなります。一旦減額された補助額は、現行補助要綱において復元できるようには解釈できず、結果的にバス運行の実態と補助額が著しく乖離することになり、交通政策基本法の理念に則って取り組む市町にとって非常に厳しい運用、条項となっています。

【滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金実績】

平成26年度	補助率 1/3	1,834 千円(デマンド含む)
平成27年度	補助率 1/3	1,749 千円(〃)
平成28年度	補助率 1/3	1,719 千円(〃)

【要望内容】

県コミュニティバス運行対策費補助金制度における前年度補助金実績を上限とする規定について、利用者拡大や収支率改善、国費補助路線採択の例など、一定条件下に於ける弾力的な運用又は関係条項の見直しなど当該制度の拡充に特段の配慮をお願いします。

(担当 建設部 土木交通課)

【土木交通部】

25. JR在来線(琵琶湖線・草津線)の整備について

【現状と課題】

日本の人口が減少局面に入りつつある中、県土の持続的な発展を進めるためには、人口増加や経済活動等を誘引していく湖南地域の役割は大きく、それらの受け皿たる鉄道インフラ整備は欠くことができません。また、交通政策基本法の理念に則り人・物の円滑な移動を図り、且つ低炭素社会に向けて公共交通が果たす機能を改めて充実する必要があるとあります。

市内の旅客施設である栗東駅、手原駅ともに周辺の企業立地、住宅開発が進んだことを受け、今後も両駅の乗降者数の増加が見込まれています。

平成27年度において、栗東市バリアフリー基本構想を策定し、特に「栗東駅周辺地区」を本構想の重点整備地区に位置づけ、栗東駅におけるプラットホームおよび自由通路へのエレベーターの設置について、特定旅客施設におけるバリアフリー整備に関する特定事業に選定し、平成29年度にエレベーターの整備を完了し、平成30年度より供用開始の予定です。

【利用者実績】	栗東駅	手原駅	(単位:人/日)
平成22年度	11,869	2,629	
平成27年度	12,094	3,016	

【要望内容】

1. 琵琶湖線栗東駅の新快速停車ならびに琵琶湖線複々線化について

琵琶湖線栗東駅周辺は都市居住拠点として、また隣接する環境・産業拠点の誘導とも相まって、都市機能の集積および利便性高い都市構造を目指しています。これら人口増加や経済活動の進展施策を以って更なる鉄道利用者増を見込んでおり、栗東駅の新快速の停車ならびに琵琶湖線複々線化実現に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。

2. 草津線複々線化について

本市をはじめとする湖南市、甲賀市など草津線沿線の自治体においては、まちづくり進展のため利便性の向上が不可欠であり、草津線複々線化に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。

(担当 建設部 土木交通課)

【教育委員会】

26. 公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について

〔現状と課題〕

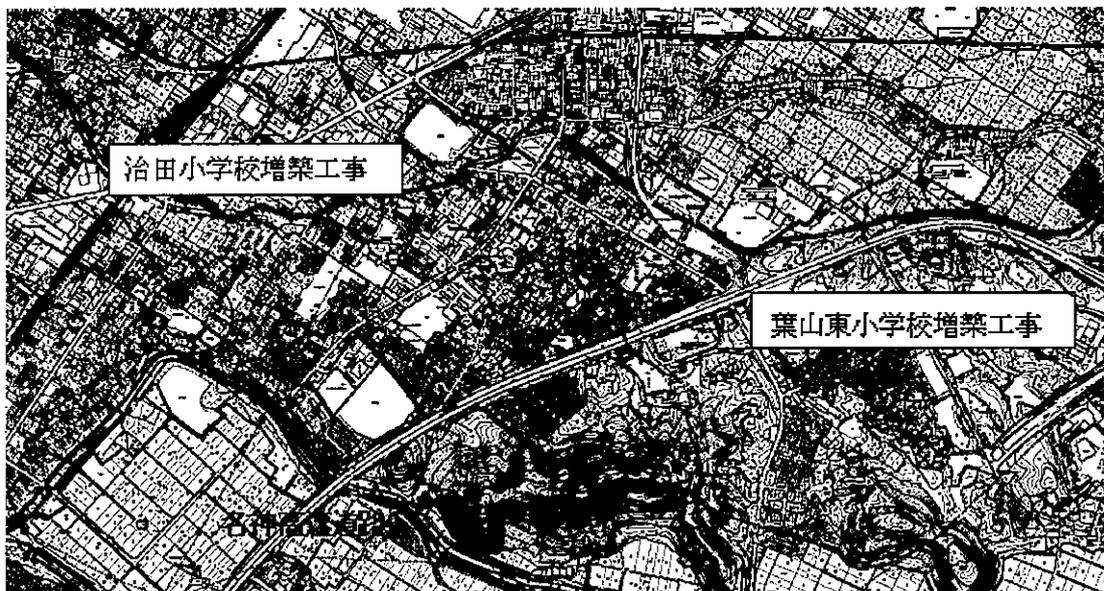
市内小・中学校は施設の老朽化が著しく、バリアフリー化など大規模改造事業を毎年計画的に実施しておりますが、児童・生徒増に対応するため喫緊の課題である教室の確保、学校施設の増築のほか子どもたちの体調管理を図るための施設内空調設備設置などの環境整備を行って行く必要があります。

〔要望内容〕

1. 小学校児童の健康管理を見守り、安全で安心な学校施設の環境の中で、学力を学び、豊かで健やかな体を育む子どもたちの育ちを支えていくため、市内9校の小学校空調設備設置工事を実施するにあたり、平成30年度の学校施設環境改善交付金事業における、事業申請額満額での採択について、特段の配慮をお願いします。
2. 児童増に伴う教室の確保を図るため、治田小学校、葉山東小学校の増築工事を実施していきます。安全・安心な学校運営を行うため、平成30年度の公立学校施設整備費国庫補助負担金における、事業申請額満額での採択について、特段の配慮をお願いします。

交付金・負担金事業（小学校空調設備設置工事、治田小学校増築工事、葉山東小学校増築工事等）

〔図面・写真等〕



（担当 教育部 教育総務課）

【教育委員会】

27. 学校給食共同調理場建設に対する国の財政的支援の堅持について

【現状と課題】

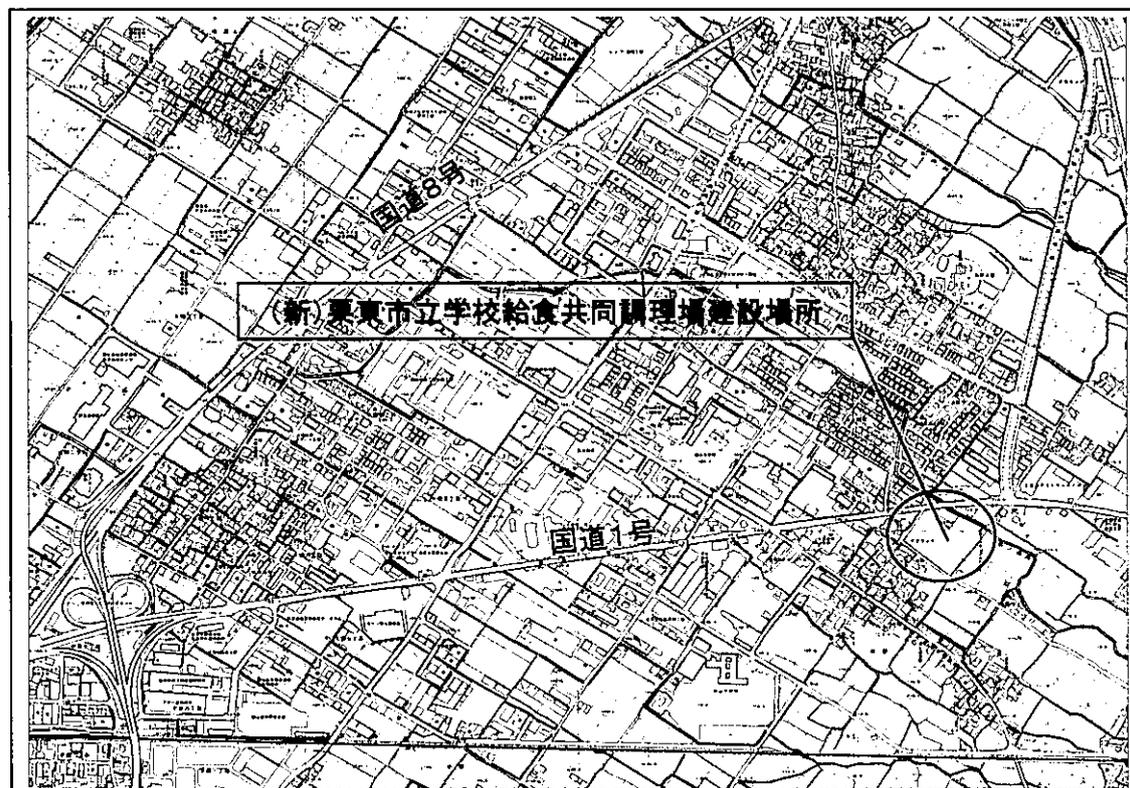
本市の学校給食共同調理場は、昭和48年に建設され、建築後43年が経過しており、施設の老朽化が激しくなっております。また、建物の耐震性も不足しており、早急な施設の更新が望まれております。

そのことから、平成27年度に「栗東市学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画」を策定し、新たな場所に（新）栗東市立学校給食共同調理場を建設し、中学校給食も実施する方針とし、8,000食規模の調理場の建設を行います。

【要望内容】

平成30年9月開業に向け、平成29年度から平成30年度にかけて学校給食共同調理場の建設を行います。平成30年度の学校施設環境改善交付金事業における交付金に対して、事業規模に合わせた事業申請満額での採択について、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



(担当 教育部 教育総務課)

28. 特別支援教育加配教員の配置について

【現状と課題】

平成19年度より本格実施された特別支援教育推進の充実に向け、本市各小中学校では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、校内委員会等でそれぞれの児童生徒に必要な支援を検討し、個別の支援計画の作成・運用も進んでいます。それらの児童生徒に対しては、担任や学年集団をはじめ、校内体制の中での支援を進めてきました。しかし中には前述の支援だけでなく、個別の支援対応が必要な児童生徒も多く在籍しています。市の巡回相談等による専門家の助言も受けながら、それらの児童生徒に対しての効果的な支援の必要性が明らかになってきていますが、実際にその支援をしていくとなると、そのための人材確保や時間、場の不足が大きな課題となっています。

例えば、視覚認知や聴覚認知に課題があり、一斉指導の中でも個別に対応が必要な児童生徒、LD等により、特別の場で個別の学習指導が必要な児童生徒、集団不適應の状態を示し、なかなか教室に入れない児童生徒、パニック等により別室で落ち着く時間が必要な児童生徒等、課題は様々です。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにできるかぎり対応するために、教師は、自分の担当外の時間や休み時間、放課後等も使って指導しているというのが現状であり、個別の指導計画が机上の理論で終わってしまうことも危惧されます。

一方、教師の特別支援教育に対する意識は年々高まってきており、校内や市・県での研修をはじめとし、様々な研修への参加や実践によって、指導についての専門性を備えた教師も出てきています。しかし、それらの教師が学校全体にその専門性を生かそうとした時、学級担任という立場ではやはり限界があります。

また、特別支援教育の推進に当たって、「小・中学校における学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」には、校内の関係者や関係機関との連絡調整や担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進役の他、保護者に対する相談窓口となることが、特別支援教育コーディネーターの役割として示されています。特別な教育的支援を必要とする児童生徒をとりまく環境は、家庭の状況を含めどんどん多様化・複雑化しており、児童生徒だけでなく保護者への相談・支援も大きな課題となっています。

【要望内容】

平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」に規定されている「小中学校において、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を含む障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う」ために、特別支援教育加配教員を配置いただくよう、特段の配慮をお願いします。

（担当 教育部 学校教育課）

29. 特別支援学級の編制基準の引き下げについて

【現状と課題】

近年、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒は増加傾向にあり、また、その保護者のニーズも多様化しています。本市では、保護者の要望や学校園の意見を尊重しつつ、就学指導委員会において慎重な審議を実施し、該当幼児・児童・生徒にとって望ましい在籍校(学級)を答申いただいておりますが、すべてが答申どおりとはならず、重度の障がいがある児童生徒と、比較的軽度な児童生徒が同一の学級に在籍するようなケースも決して少なくありません。

現在特別支援学級の編制基準は小・中学校ともに8人となっており、7人を超える学級については、滋賀県の独自措置により加配教員を配置いただいております。しかしながら、前述のように障がいの程度の個人差が著しいようなケースや、重複障害が認められる児童生徒が在籍するケースなど、学校現場での指導はより困難を極めています。

個々に応じたきめ細かな教育を保障するために、特別支援学級の編制基準の引き下げと、それに伴う教職員定数の改善が喫緊の課題です。

【要望内容】

小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準は現在8人となっておりますが、障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善に特段の配慮をお願いします。

(担当 教育部 学校教育課)

【継続】

【警察本部】

30. 警察活動推進体制の整備について

【現状と課題】

本市においては、今後においても人口増加が見込まれるなか、悪質な犯罪や不審者、交通事故等が県内において高く、市民が安全・安心に暮らせる環境が求められます。

こうした中、滋賀県警察においては、平成32年度に草津署が現在の場所から野村運動公園隣地に移転される計画を進められておられます。これは、今までより栗東市中心部から遠ざかることになり、犯罪発生等にかかる抑止力の低下、また、治安上の不安感を市民が抱かれるなど、安全・安心の確保について危惧されるところであります。

【要望内容】

市民の安全・安心確保のため、その役割を担っている警察活動に対する期待が大きいことから、草津警察署の移転計画など湖南地域の状況を考慮いただき、市民の安全・安心の確保と地域に密着した警察活動の向上を図るため、既存警察署の跡地や市内に存する交通機動隊施設を利用した市民への相談窓口等の設置、また、交番勤務の警察官の増員や新たな交番設置など交番機能充実による市内における警察活動の強化について、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】

	H21. 4. 1現在	H29. 4. 1現在	増 減	刑法犯認知件数(H28年)	
草津警察署管内人口	188,716人	206,487人	17,771	1,845件	
内訳	草津市	125,357人	138,992人	13,635	1,404件
	栗東市	63,359人	67,495人	4,136	441件
守山警察署	125,459人	131,003人	5,544	745件	
内訳	守山市	75,418人	81,023人	5,605	474件
	野洲市	50,041人	49,980人	△ 61人	271件
米原警察署	40,581人	38,468人	△ 2,113人	201件	
高島警察署	52,348人	48,798人	△ 3,550人	253件	

※人口は、滋賀県ホームページ「滋賀県の人口と世帯数」による。

	刑法認知件数								交通事故発生状況							
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
栗東駅前交番	287	357	312	373	260	237	206	176	140	143	117	119	107	105	91	100
手原駅前 "	302	310	303	279	339	332	309	223	260	261	226	227	203	202	200	183
金勝駐在所	42	51	28	35	67	48	40	42	34	37	25	18	26	19	24	17
合 計	631	718	643	687	666	617	555	441	434	441	368	364	336	326	315	300

(担当 市民政策部 危機管理課)

平成30年4月4日
総合調整会議資料

栗東市文化振興計画 (改訂案)

—文化芸術の力で人とまちを豊かに元気にする—



平成30年4月

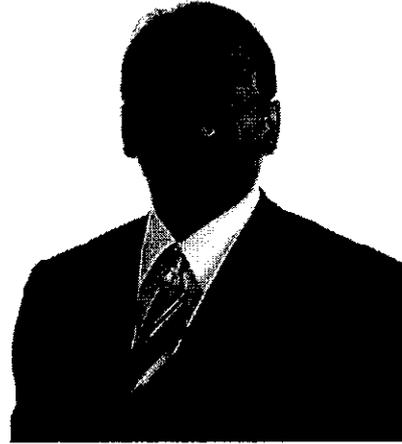
目次

■市長挨拶	1
序章「栗東市文化振興計画」の策定について	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 文化の定義	3
5 文化振興の担い手	
6 計画策定の基本的な視点	4
7 計画の構成	5
第1章 文化振興の現状と課題への対応	6
1 栗東の文化環境	
1) 栗東の人・自然・歴史	
2) 文化創造のための環境	7
2 文化振興施策の課題への対応	8
1) 文化芸術に親しむ環境づくり	
2) 市民芸術文化の創造	
3) 情報発信力の強化・改善	9
4) 歴史・文化資源を活かしたまちづくり	
5) 市民、事業者、行政が協働するまちづくり	
第2章 文化振興の基本理念	10
1 栗東市が目指す愛着・交流のまち	
2 文化芸術振興の基本理念にむけて	11
第3章 文化振興の基本目標	
1 理念実現のための目標	12
1) 連携・協働・発信の環境づくり	
2) ひとづくり、活躍の場づくり	
3) 伝統の継承と栗東らしいものづくり	
2 本計画の施策体系	13
3 計画推進の方策	
・連携・協働・発信の環境づくり	14-15
・ひとづくり、活躍の場づくり	16-17
・伝統の継承と栗東らしいものづくり	18
第4章 本計画見直し後における実施事業	19-20
第5章 計画推進のためのPDCA	
1 検証のための実施可能なサイクル	21
2 今後に向けて	
3 評価・検証	
■あしがき	22

～幸福感あふれるまち栗東～

文化を通じて、愛着と誇り
を持てるまちづくり

栗東市長
野村昌弘



私たちのまち栗東は、金勝山系にいだかれ、美しく豊かな自然に恵まれ、国道1号・8号、名神高速道路、JR琵琶湖線等東西の文化・経済をつなぐ交通・交流の要衝として発展してきました。そして、金勝寺、和中散をはじめとする文化財も数多く擁し、歴史と文化を育んでまいりました。また栗東といえばJRA栗東トレーニングセンターと連想されるほど日本では数少ない馬の調教施設があり、馬との関わりも栗東の特徴と言えます。

文化は、創造力や感性を育むとともに、人とひととの交流を広げ、地域コミュニティの形成や地域活性化の役割を果たす大きな力があると考えています。

市民、事業者、行政が協働する中で、人々が集い交流し、新たな文化を創造すること また、先人達が残した財産を継承しつつ更なる進化を促し、そして、自らの誇りとしていくことも、今を生きる私たちの重要な使命でもあります。

本市では、「栗東市文化振興計画」を策定し、文化を通じて、市民がまちに愛着と誇りを持てる土壌をつくり、個性や創造性を発揮できる環境を整え、幸福感あふれるまちづくりを目指しています。今回、今までの重点事項を精査し、今後5年間、本市が目指すべき項目を検討し、計画を見直しました。

今後は、本計画をより実効性あるものにするためにも、文化振興のための施策を積極的に展開してまいり所存でございます。市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり栗東文化芸術会議の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に対し心より、厚くお礼を申し上げます。

序章 「栗東市文化振興計画」の策定について

初めて訪れるまちに立つと、私たちは無意識にそのまちを感じとります。景観や音、においや行きかう人々のようす等々。***五感**に感じる全てが、そのまちの文化と言えます。

6万8千人余の市民が暮らすまち。そして、多くの人を訪れるまち。長い歴史と独自の文化を持つ我がまち栗東は、今、どのような姿をしているのでしょうか。市民の心のありようや美意識は、どのような形となって、暮らしの中に、まちの景観に、あるいは、人と人との交わりの中に現れているのでしょうか。

先達がつくりあげた文化、後世に引き継がれる文化。私たちに受け継がれた文化の真髄。それが形となって見える美しいまち、栗東への愛着と誇りを持って欲しい。そのような願いを込めて、基本理念と基本目標、そして、推進の方策を本計画により示し市民の中に脈々と文化が根付き、幸福で活力あふれるまちを目指します。

***五感**＝人間の感覚全体を指す。

1 計画策定の趣旨

滋賀県では、国の文化芸術振興基本法(平成13年)(現:文化芸術基本法(平成29年))を受けて、平成21年7月に滋賀県文化振興条例が施行され、平成23年度に滋賀県文化振興基本方針が策定され、現在では第二次基本方針へと改定されています。

これまで、栗東市では、文化団体の活動支援、また、栗東芸術文化会館さきらを文化振興の中核施設として位置付け、様々な事業、施策を展開してまいりました。しかし、時代の潮流は激しく、***グローバル化**、少子高齢化、情報化等が変化する社会情勢のなか、文化芸術を取り巻く環境も大きな変革の時代にあり、きめ細かな対応が求められています。国・県の施策と第五次栗東市総合計画(平成22年4月策定)等を踏まえ、これからの文化振興の方向性及び重点的に実施すべき施策を市民に具体的に分かりやすく示すため、平成15年に「栗東文化芸術基本計画」を策定いたしました。その後、平成25年に「栗東市文化振興計画」として見直しを行い、今回5年を経過することから一部見直しをするものです。

「人が育ち力を発揮できる生涯学習のまち」として、栗東にしかない魅力を創造し、市民が主役となった文化芸術活動や特性を活かした地域文化の振興を促進し、質の高い幸福感を持つことができる市民生活を実現する、文化の見えるまちづくりを目指します。そして、本計画をより具体的に推進するために、様々な文化施策を実施してまいります。

***グローバル化**＝様々な面で、従来の国家、地域の垣根を越え地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

2 計画の位置付け

本計画は、「市民主体、市民協働によるまちづくり」「交流や連携で活力を創造するまちづくり」「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」を理念とする第五次栗東市総合計画を上位計画とし、文化政策と他の政策を包括的に推進していく上での指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年を目途とし、定期的に計画の検証、見直しを行うものとします。

4 文化の定義

「文化」とは、有形無形に関わらず、衣、食、住、思考、感情、機具、制度など人間が創りあげる全ての物を対象とし、幅広い概念を持つことばです。また、「文化的」ということばが持つイメージも先進的、洗練された、美しいなど、捉え方や感じ方もさまざまです。

平成13年の「文化芸術振興基本法」を受け、翌年、閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、「文化は最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち振舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わるすべてのことを意味する」としています。

さらに、「文化」を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という側面から見た場合の、その意義、すなわち、①人間が人間らしく生きるための糧、②ともに生きる基盤の形成、③質の高い経済活動の実現、④人類の真の発展への貢献、⑤世界平和の礎の5項目に照らし合わせると、文化の中核をなすものは、芸術、*メディア芸術、*伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術で、これらは、すべての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で必要不可欠なものとして定めています。

顧みて、文化行政における「文化」を考えると、生活の舞台、空間としての「地域・都市文化」、市民の暮らしの質を高め、心豊かに生きていくための「市民文化」、過去の長い歴史の中で生まれ受け継がれてきた文化財や文化遺産、伝統芸能等の「伝統文化」、大きくはこれらの文化が、本計画で対象とする文化となります。それらは、広い意味で「まちづくり」と呼ばれる行政のすべての分野に関わってきます。

*メディア芸術＝アニメやデジタルアート等、コンピュータ技術をはじめとする新しい技術に触発された美術。

*伝統芸能と芸能＝日本に古くからあった芸術と技能のことを伝統芸能とし、演劇、舞踊、映画民俗芸能等を芸能とする。

5 文化振興の担い手

(1) 市民 ー市民が主役の文化芸術活動ー

現在及び将来にわたって、文化芸術を創造し、これを享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、市民一人ひとりの願いであり、また、権利でもあります。市民は、文化・芸術への関心を高め、その重要性を認識しながら、文化芸術活動の主役として、文化に親しみ、活動し、文化芸術を振興する大きな担い手であります。

(2) 文化芸術団体、* NPO、事業者等 ー多様な活動主体による文化振興ー

本市の文化芸術活動は、市民一人ひとりの主体的な実践によるものであると同時に、文化芸術団体、NPO、ボランティア、事業者等多様な活動主体によって担われています。これらの活動主体は、個々に独自の文化芸術活動を展開するとともに、様々な分野にわたる文化芸術団体の連合体が、推進母体として大きな役割を果たしています。地域では、地元につながる文化財や伝統文化の保存・継承等に取り組んでいる事例も見られます。

事業者は、文化的な価値や視点を重視しながら独自の文化芸術活動を行っています。

また、指定管理者制度が導入され、公共施設の管理運営を通して、事業者が文化振興に参画できる仕組みづくりも行われています。こうした様々な活動主体には、多様で主体的な文化芸術活動や互いの交流・連携を通して、本市の文化振興を牽引する役割が期待されます。

(3) 行政(粟東市) ー行政の果たすべき役割ー

市は、市民や多様な活動主体が行う文化芸術活動の自主性を尊重し、これらの活動を行いやすい環境づくりのため、場や機会の提供、情報の収集・発信、活動への支援、多様な活動主体との連携や協働の促進等、市民が主役となる文化芸術活動を支援する役割を担います。

* NPO＝広義で非営利団体のこと (Not-for-Profit Organizationの略)

6 計画策定の基本的な視点

文化創造の基本目標の実現に向けて取り組むには、次の4つの視点が重要と 考えます。

1) 地域のひるがりを大切に、都市文化を創造する視点

私たちの暮らしは、栗東の風土の中で、先人たちが築き上げてきた、様々な生活文化の上に成り立っています。そして、栗東の未来は、私たちの暮らしの中で日々繰り広げられ、栗東固有の文化として、新しい価値あるものに創造されていきます。文化は、一般的に「個人・地域・日本」といった広がりの中で捉えるもので、地域の人々と関わりを持ち、異なる文化との出会いや交流を通して、自分たちの伝統や文化に対する愛着や誇りを見だし、相互に尊重し合いながら都市文化を創造する視点を大切にします。

2) 生涯学習のまちとして市民の力、地域の個性と魅力を活かす視点

文化は、地域の特性や人びとの暮らしの中から長い時間をかけて創り出されてきたものです。市民一人ひとりが、それぞれの好みや価値観を持ちながら文化芸術活動に積極的に関わり、それぞれによき理解者としての役割を果たすことが、文化芸術のすそ野を広げ、レベルを上げること、すなわち市民文化の創造につながります。本市の個性や魅力が、市内外の人々に広く認知され、市民自ら、地域の特性やその価値を再認識することにより、深みと厚みを構築する視点を大切にします。

3) 歴史・伝統文化を守り継承し、新たな創造へつなげる視点

栗東には多くの伝統文化があります。それらは、長い年月をかけ育み、受け継いできた遺産です。建造物や有形無形の文化財等が多くあげられます。そして、自然も大切な*バックボーンです。私たちはこの地に育まれた文化遺産を公開、普及、継承し、発展させていく視点を大切にします。

*バックボーン＝後ろ盾、思想信条などの背景にあり、それを成り立たせている考え方。精神支柱。

4) 市民、事業者、行政が連携し、文化力を高める視点

地域に残る文化は市民の誇りです。そして、文化芸術は市民の心を豊かにし、都市の品格を高めます。文化力を高めるために、市内に数多くある文化資源を活かし、魅力的な文化空間をつくるとともに、参加意識を高め、市民が身近な場所で豊かな文化を享受できる環境を整えるという考えのもと、文化振興の担い手の3者が連携し、協働の仕組みをつくりながら地域の*「文化力」を高める視点を大切にします。

*「文化力」とは＝文化は、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力を有しており、こうした力を「文化力」と表しています。

7 計画の構成

■栗東市 市民憲章

- 1、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 1、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 1、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

■栗東市都市宣言

- ・交通安全都市宣言
- ・栗東市緑化宣言
- ・「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言
- ・栗東市生涯学習都市宣言
- ・栗東市人権擁護都市宣言
- ・栗東市男女共同参画都市宣言

第五次栗東市総合計画（平成22年）

栗東市文化振興計画
（平成25年）

文化芸術振興基本法
（平成13年）
文化芸術基本法
（平成29年）

滋賀県文化振興条例
（平成21年）

栗東文化芸術会議

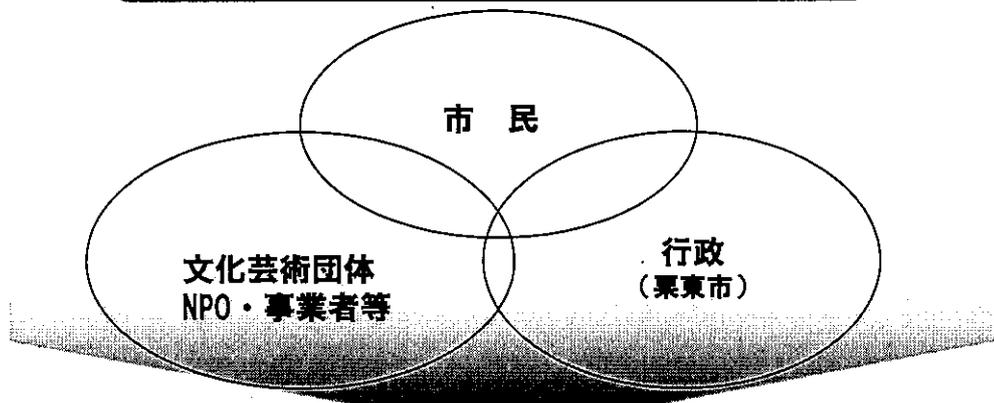
滋賀県文化振興基本方針
（第二次）
（平成28年）

4つの視点

- ① 地域のひるがりを大切にし、都市文化を創出する視点
- ② 生涯学習の場として市民の力、地域の個性と魅力を活かす視点
- ③ 歴史・民俗文化を守り継承し、新たな文化へつなげる視点
- ④ 市民が主体的に関与し、文化を創出する視点

これまでの計画の見直し、提案等

栗東市文化振興計画（改訂版）



第1章 文化振興の現状と課題への対応

1 栗東の文化環境

栗東の文化は、歴史や風土の中で生まれ、江戸時代には、東海道と中山道の二街道の間(あい)の宿として栄え、街道を活かしたさまざまな交流を通じて洗練され、発展してきました。

現在も、ひと・こと・もの・情報などの交流拠点としての機能を十分備わっており、さらなる発展が見込まれます。

1) 栗東の人・自然・歴史

本市は、我が国最大の湖、琵琶湖の南部に位置し、北部は近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に緩やかな傾斜をなし、豊かな水田地帯が広がっています。南部は標高693mの阿星山を最高峰とする金勝連峰から広がる丘陵地帯が面積の半分を占めています。

また、西部には草津川、北東部には野洲川が流れ、それぞれ琵琶湖に注ぐ代表的な河川であり、琵琶湖南湖の主要な流水域上にあります。

交通は、市域を東西方向に国土幹線である東海道新幹線、JR琵琶湖線、名神高速道路、国道1号・8号が集中し、交通の要衝となっています。

まちづくりの歩みは、古墳時代には全国でも有数の大規模な集落での生活が営まれ、また、多数の古墳も築かれ、地域の首長の居館とみられる遺跡も発見されています。奈良～平安時代には交通の要衝という地理的特徴から、東海道、東山道といった官道が整備される一方、古代の役所や寺院も造営されました。平安時代中頃～中世にかけては、金勝山を中心に仏教文化が大きく花開きますが、やがて激動の時代に入り、足利義尚が「鉤の陣」を構えました。

江戸時代には、膳所藩やその他いくつかの大名及び旗本領に分有されることになりました。しかしながら、東海道、中山道の発達によって、街道を往来する旅人から様々な情報がもたらされ、街道筋のまちとして発展してきました。このような中、梅ノ木村(穴地蔵)の「和中散」という薬は、東海道名物として全国的に名高く、ドイツ人医師ケンペルや医師で博物学者のシーボルトも、江戸への旅の途中、その和中散を商う薬屋に立ち寄っています。

明治維新を迎えると、廃藩置県によって栗太第2から第6区までの5区に分割され、その後幾度かの統合や合併が行われ、明治22年に金勝、葉山、治田、大宝の4ヵ村が成立し、近江穀物地帯の一翼を担いました。昭和29年10月の町村合併促進法により、4ヵ村が合併し、栗東町が誕生しました。

その後、本町(当時)は、平成2年に「生涯学習のまち」を宣言し、平成3年には、念願のJR琵琶湖線「栗東駅」が開業し、まちの新たな玄関口として、都市開発が進み、平成11年10月、栗東駅前にまちづくり・ひとづくりの拠点施設として、芸術文化会館「さくら」がオープンしました。

そして、平成13年10月1日には、県内8番目の市となりました。

2)文化創造のための環境

本市は、市民のさまざまな活動が活発に展開されるとともに、多様な分野の産業が集積し、県内有数の*ポテンシャルが高い地域です。具体的には、次のような特徴が見られます。

全国的な交通動脈が市内を通過しており、京阪神や中京といった大都市圏に近接するという地理的条件のほか、県内トップクラスの人口増加率、第二次産業の構成比が全国で高い内陸工業地域という社会的、経済的条件を有しています。

土地利用上は、約4割が森林、2割が農地であり、県内においても都市化が進行している地域にありながら、まだまだ多くの田園・森林風景などが残されています。

本市は、地域社会の伝統をなお色濃く残しながらも、他方では他府県からの人口の流入が続いており、いわば農村と都市、伝統と現代文化がぶつかりあって、新しい文化を創造する土壌となっています。

ここ30年余の間に、図書館や歴史民俗博物館、出土文化財センター、芸術文化会館等、特色のある文化施設の整備を進めてきました。

また、昭和51年にアメリカ合衆国ミシガン州バーミンハム市と姉妹都市提携を結び、平成4年には中華人民共和国湖南省衡陽市と友好都市締結に関する協定を結び、友好親善使節団の派遣及び受け入れを行い、友好交流を推進してきました。

平成21年度に市民と行政が協働してまちづくりを進めるルールを定める「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を施行し、多様な主体の活動を支援する体制づくりに取り組んでいます。

このように、自然、歴史、産業、社会基盤整備、そして市民の意識・活動を含めて、市全体が文化創造のための舞台であるといえます。

私たちは今、これらの恵まれた環境・条件を背景として、栗東らしい文化を創造していく新しい段階に入ろうとしています。

*ポテンシャル＝潜在能力・可能性のこと。

2 文化振興施策の課題への対応

一人でも気軽に参加する機会、また、障がいのある人や高齢者等も参加できる場所が不足している等の声が聞かれます。本計画は、文化芸術活動に携わっている人だけのものではありません。「参加できない」「参加するきっかけがない」「参加したくない」等、理由は様々であり、そこに加わらなかった人のためにも、文化芸術は存在します。文化芸術は一人ひとりの人間の生き方、暮らし方に関わる問題であり、これまでは何らかの理由で文化芸術活動に関われなかった人にも、政策の意義が理解、共有され、広く活動の機会が提供されることが必要です。本計画が多くの課題の改善プロセスから、その方向性を示し、活動の契機となることを願うものです。

1) 文化芸術に親しむ環境づくり

優れた文化芸術に触れることで、共感し、感動することは人が豊かに生きるうえで重要であるだけでなく、自らが創造活動に取り組む契機となるもので、年齢や居住地、障がいの有無を問わず誰もが優れた文化に触れる機会をもてる環境をつくる必要があります。

- 市民の文化芸術への意識・関心をさらに高めるための施策
- 鑑賞の機会を創出するための仕組みづくり
- 自らの参画や体験につなげる仕組みづくり
- 魅力のある情報を提供する仕組みづくり
- 継続的な取り組みに向けた長期計画
- コミュニティセンター等における各種教室の開催
- 市民相互、芸術家との交流を促す施策

2) 市民文化芸術の創造

優れた文化芸術の創造は、一時代で築けるものではありません。創造へつなげるための支援、人材育成はもっとも重要な施策となってきます。長期的に計画性を持って推進し、様々な交流・協働から新たな文化芸術の創造につなげる必要があります。

- 市民文化活動の場の確保と ^{*}コーディネーターの育成
- 若者の文化芸術、創造活動への支援
- 継続的な取り組みに向けた長期計画
- 発表機会の確保・提供・支援
- 学校教育の中での文化体験の機会提供
- 自治の主体となる市民意識向上のための支援
- 芸術家個人の活動を直接的に支援することも必要であり、文化芸術活動を支える人々を含め、すぐれた人材を発見・育成する仕組みづくり

*コーディネーター＝ いろいろな要素を統合したり調整したりして、1つにまとめ上げる人のこと。

③) 情報発信力の強化・改善

市内にどのような文化芸術活動があるのかわからない、今行っている活動を知ってもらう機会が少ない等情報の不足が指摘されます。関心を持つきっかけが、情報がないために失われている現状がうかがえます。そこで、栗東らしさをアピールする発信力の強化・改善が必要です。

- 各種の情報を収集する仕組みづくり
- 栗東芸術文化会館さきらを文化芸術情報のセンター機能としてのさらなる活用
- イベント情報や的確な情報をタイムリーに発信するための施策
- 市内の文化芸術に関する基礎情報のほか、周辺の文化状況、文化団体等の動向把握

4) 歴史・文化資源を活かしたまちづくり

地域にある様々な文化資源を見直し、文化芸術の視野を大切にしながら新たな着想や創造を生み出す施策が必要です。

- 文化芸術を生かした全国的な芸術イベントの開催
- 文化芸術創造の場に市民が参加し、芸術家と市民とが相互に刺激しあえる機会づくり
- 人々が日常的に文化芸術活動を行い、これを楽しみ、あるいは求めるものを享受できるまちづくり
- すぐれた自然景観や伝統的な文化遺産と共存、融合した活動環境の整備
- 自然風土や神社仏閣だけでなく、地域景観の魅力の保持・向上を図るために文化芸術の見えるまちにふさわしい魅力的な地域環境の整備

5) 市民、事業者、行政が協働するまちづくり

市民の事業参画や地域自治の拡充、また、多様な市民ニーズに対応するための協働による事業展開等新たな取り組みが必要です。

- 企業 ^{*}メセナの活用と理解促進
- 有識者や市民の参画により、行政に対して的確な助言や提言を行うための組織の整備
- 国際間や広域での交流、また、異分野間での交流の促進
- 市民との協働による文化行政の展開
- 計画実現に向けた、市民、事業者、行政が連携するための場づくり

*メセナ＝企業等による芸術、科学、文芸の擁護、援助。

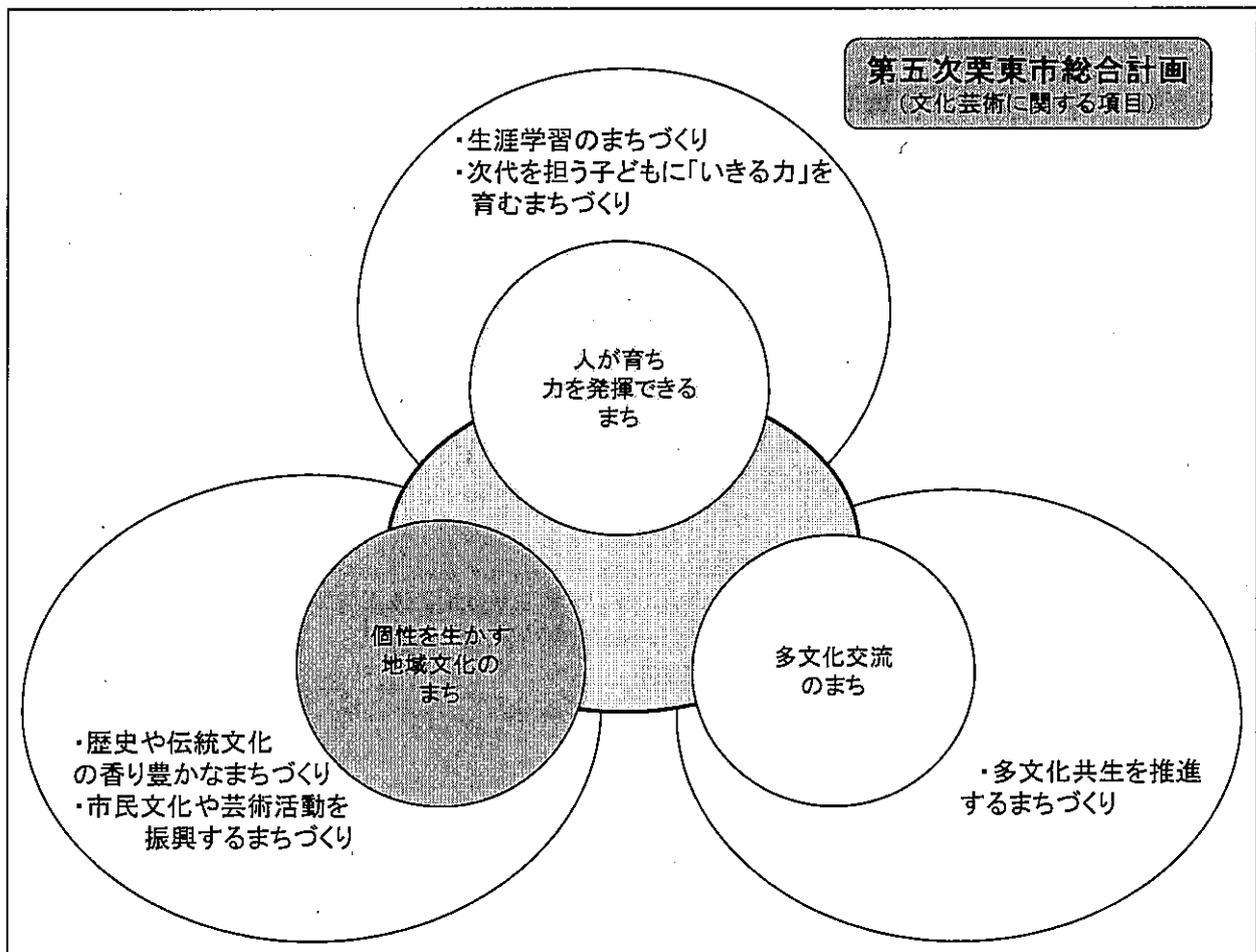
第2章 文化振興の基本理念

1 栗東市が目指す愛着・交流

市民の文化芸術活動を振興するまちづくり

栗東市は、「第五次栗東市総合計画」を平成22年4月に策定しました。栗東市総合計画では、市民、事業者、行政が今後の10年における本市の目指すべき方向とその実現のための方策を共有し、共通の目標に向かって力を合わせて自分たちのまちを自分たちの手でより良くしていくことを目指しています。

政策に「個性を生かす地域文化のまち」「人が育ち、力を発揮できるまち」「多文化交流のまち」を掲げ、幅広い年齢層の市民が文化芸術に親しみ、参加する機会を提供し、意識を高め市民の文化芸術活動が生活に根付いたまちづくりを目指します。

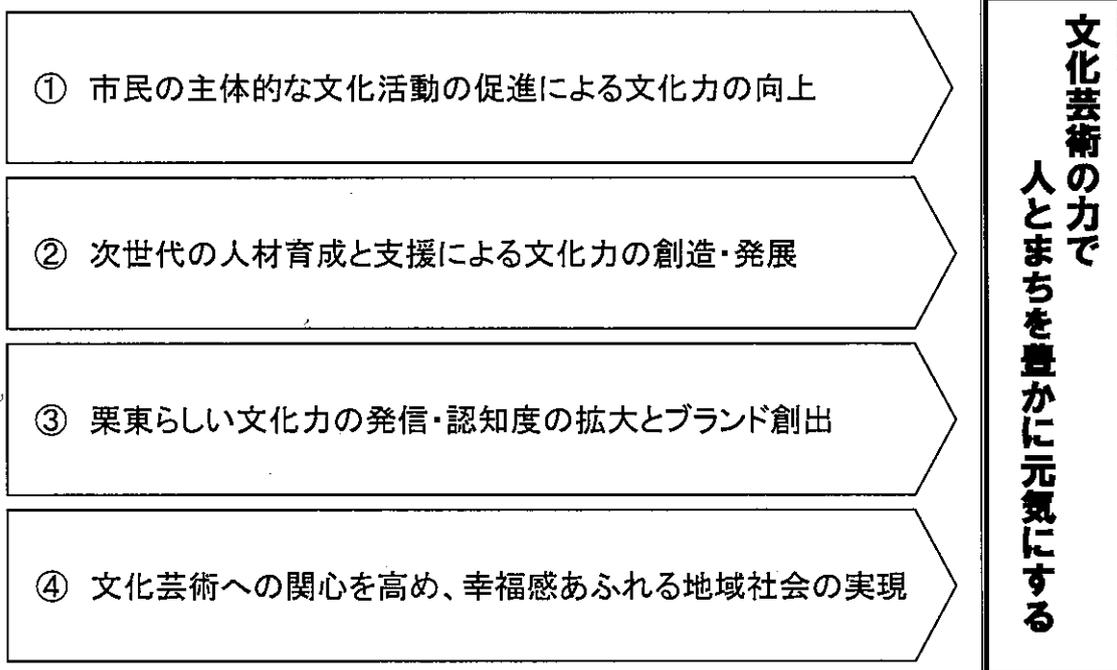


2 文化振興の基本理念について

文化芸術への取り組みについては、栗東の独自性や、特色に照らして重点的に推進します。「市民の主体的な文化活動の促進による文化力の向上」、「次世代の人材育成と支援による文化力の創造・発展」、「栗東らしい文化力の発信・認知度の拡大とブランド創出」、「文化芸術への関心を高め、幸福感ある地域社会の実現」を大きな柱とします。これら全てに共通する考え方として「文化芸術の力で人とまちを豊かに元気にする」を基本理念に定め、文化振興を図ります。

これらの柱は、それぞれが個別に存在するものではなく、お互いが相乗してこそ栗東らしい文化が創造されていくものと考えます。歴史やこれまでの施策を生かし、多文化が共生する個性あふれる「文化芸術の力で人とまちを豊かに元気にすること」を目指します。

—基本理念—



第3章 文化振興の基本目標

1 理念実現のための目標

基本理念を構成するそれぞれの柱については、個別に存在するものではなく、お互いが相まって栗東ならではの文化が創造されていくものと考えます。そこで、市民一人ひとりが実践に向けて踏み出すきっかけとするために、次の3つを基本目標とします。

1) 連携・協働・発信の環境づくり

文化芸術に親しむ環境づくりのために、文化施設間の連携や施設の活用促進を図るとともに、市民が、日々の暮らしの中で文化芸術にふれ、創造につなげて行くために情報の発信や活動の支援等を行います。

2) 人づくり・活躍の場づくり

生活環境そのものが文化的になったことから、人々の感性や創造性、自己表現力等を高め、感性豊かなものにしていくため、人材の育成とともに、市民の文化交流活動を支援し、市民主体の文化の創造につながる場づくりを行います。

あた

3) 伝統文化の継承と栗東らしいものづくり

心豊かな社会を実現していくため、先人によって培われてきた栗東の歴史や伝統文化を現代的視点から見つめ直すとともに、未来世代を意識した新たな観点から文化芸術に関わるものづくりを行います。

2 本計画の施策体系

基本理念：文化芸術の力で人とまちを豊かに元気にする

市民の主体的な文化活動の促進による文化力の向上

次世代の人材育成と支援による文化力の創造・発展

栗東らしい文化力の発信、認知度拡大とブランド創出

文化芸術への関心高め、幸福感ある地域社会の実現

情報・連携・協働・継承・育成・創造

基本目標

連携・協働・発信の環境づくり

人づくり・活躍の場づくり

伝統文化の継承と栗東らしいものづくり

重点項目

重点項目

重点項目

- ①市・文化芸術会館との連携及び文化振興拠点(場)の整備
- ②文化団体とのネットワークの構築及び他の文化施設との連携
- ③文化活動を行う団体に対するサポート
- ④企業による文化活動支援の促進
- ⑤多様な活動団体との交流
- ⑥市民が生活の中で文化に親しむことができる環境づくり

- ①文化をつなぐ人材の育成、若手芸術家の育成・支援
- ②鑑賞機会の充実
- ③学校教育における文化芸術体験学習の実施
- ④図書館の活用
- ⑤障がい者、高齢者、子育て世代への文化活動支援

- ①文化遺産の発掘、保存、活用と情報発信
(歴史民俗博物館・出土文化財センター)
- ②観光・産業分野との連携
- ③伝統文化の継承及び伝統文化を基礎とした新しい文化の創造

具体的施策

成果指標

3 計画推進の方策



連携・協働・発信の環境づくり

①市・文化芸術会館との連携及び文化振興拠点(場)の整備

文化活動の拠点として芸術文化会館さきらを位置づけるとともに、経年劣化等による不具合を適宜修繕し、利用者の利便性を図ります。また、さきらやコミュニティセンターを通じ、地域と情報交換を行い各地域を巻き込んだ文化活動を行います。

- a 栗東芸術文化会館さきら等の文化振興拠点施設の維持・整備
- b コミュニティセンター等、各地域における文化施設との連携
- c さきらの運営会議による外部意見、評価システムの構築

②文化団体とのネットワークの構築及び他の文化施設との連携

芸術文化会館さきらを中心に幅広い世代の活用を促進し、市民の文化振興を促進します。栗東芸術文化会館の指定管理者と文化団体との連携を深め、栗東市全体を見渡した事業を展開するとともに、市外の施設と連携した事業を行います。

行政とさきらと文化芸術団体が情報交換を行うために、年に1度以上、文化芸術会議を開催し、互いの情報共有に努めます。

- d 市内芸術団体参加による文化芸術会議の設置・開催
- e さきらと文化団体が連携し交流事業を開催
- f 県内及び市内施設等の共同事業の開催

③文化活動を行う団体に対するサポート

市内主要な文化団体に活動補助を行うとともに、いくつかの団体が情報交換し連携を深め、市の文化事業の一体化を図ることにより、芸術活動に活気をもたらすと共に市民に栗東市の芸術文化活動をアピールしていきます。

- g 文化協会・音楽振興会・栗東少年少女合唱団への活動補助
- h 多団体に関わる文化、まちづくりイベントの開催
- i 市内にある文化活動団体のイベントの時期を調整し、イベントの規模拡大を図る
- j 市内で活動されている団体(学校の部活等も含む)の情報を地域のコミュニティセンターなどに提供し、活動団体の発表機会が増加するよう努める

④企業による文化活動支援の促進

市内企業と文化活動について情報交換を行い、企業と文化活動団体との交流を図るとともに、企業と活動団体の連携を図り、協働で事業を行います。また、文化活動に理解ある企業については、支援を得られるよう企業に働きかけをおこないます。

- k 企業に文化事業に関する情報を提供し、参加を促す
- l 企業と文化活動に関する情報を共有し、交流を図る
- m 文化活動を企業と活動団体と行政が協力して事業を行う
- n 企業に対し文化活動に支援してもらえよう働きかけを行う

⑤多様な活動団体との交流

外国人を含む多くの市民に市民公益活動への関心をもってもらい、組織的な活動へ参画するよう働きかけます。市民活動団体が行政を含む多様な主体と協働事業が展開できる力をもてるよう市民活動団体の状況や成熟度に応じて支援します。

また、大学等の研究室と協働によるデータ収集や研究を行なうことにより、あらたな交流を図り文化創造に繋がります。

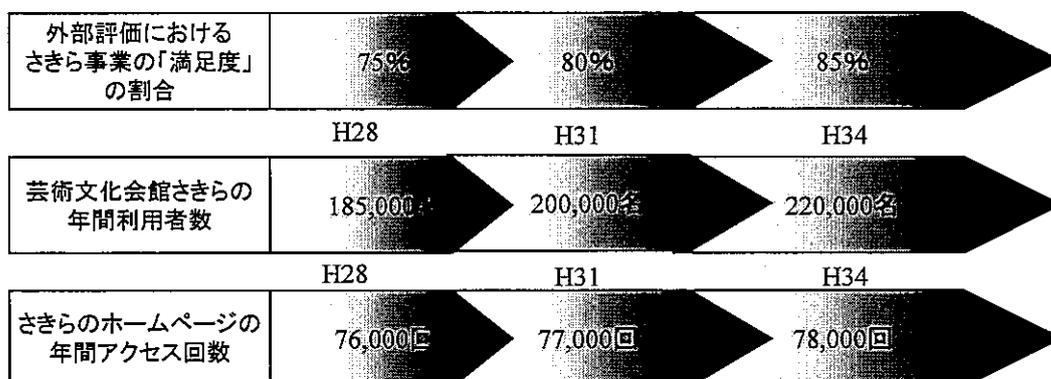
- o 文化団体への活動助成
- p 多団体が関わる文化、まちづくりイベントの開催
- q 交流会等の開催による地域分析

⑥市民が生活の中で文化に親しむことができる環境づくり

政府の働き方改革により、長時間労働の是正による余暇時間の増加など、今後、日本人のライフスタイルが変化しようとしており、余暇時間を文化活動に使用できるような環境づくりを行ないます。

- r 長時間の残業を減らし、平日に芸術文化活動できるよう雇用者への働きかけ
- s 市民が文化活動を行えるような公共施設の運営を行う

(指標)重点項目について成果指標を次のように策定し、計画進捗の目安とします。





人づくり、活躍の場づくり

①文化をつなぐ人材の育成、若手芸術家の育成・支援

市民が日ごろの芸術活動を発表する場を提供するとともに、市民が芸術に触れる機会を提供します。市民の文化芸術活動を支援するとともに、活動情報を多方面に提供し、同様の活動を行っている人たちと交流を図れるようにコーディネートします。

また、若年層が芸術活動を始めるきっかけを提供し、芸術文化活動を続けていけるように支援します。

- a 市美術展、青少年美術展等の開催
- b 少年少女合唱団、さくらジュニアオーケストラ等の支援
- c 若年層が芸術活動を始めるきっかけづくり
- d 文化活動を気軽に始められるような基礎講座の実施
- e 文化芸術に関する体験イベントの実施

②鑑賞機会の充実

市民が気軽に文化芸術に接することができ、楽しめる様々な文化芸術の公演、展示などの事業に支援を行うとともに、市民が文化芸術に関心を持つきっかけづくりを行います。

- f 栗東芸術文化会館さくらによる市内小学校への芸術鑑賞事業の実施
- g 栗東市主催の文化祭、音楽祭の開催
- h 市民による舞台芸術の発表やイベントの開催
- i 博物館での音楽会等、様々な場所での事業の開催

③学校教育における文化芸術体験学習の実施

学校教育を通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や文化芸術を愛好する心等を育み、豊かな感性を持った人間を育てます。また、子どもたちの指導を行う教員の資質向上を図ります。

- j 学校図書室の充実、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示
- k 学校における文化芸術・歴史体験の充実
- l コミュニケーション能力開発のためのワークショップ等の開催

④図書館の活用

生涯学習の場である図書館の活動を通じ、市民の文化芸術に寄与することができるような取り組みを進めます。

- m インターネットの利用による図書の貸し出し手続きの整備
- n 子どもや施設利用のハンディを持つ人への支援

⑤障がい者、高齢者、子育て世代への文化活動支援

文化施設等において、障がい者、高齢者、乳幼児を持つ子育て世代等が文化芸術を鑑賞し、参加しやすい環境の整備を促進します。具体的には手話通訳や要約筆記、託児所サービス、利用料や入場料の軽減等の工夫や配慮を行います。また、福祉施設などに訪問し、文化芸術に関する催しものを行います。

- o 誰もが参加しやすい利用環境の整備
- p 福祉施設等での出前事業や交流事業の実施

(指標)重点項目について成果指標を次のように策定し、計画進捗の目安とします。

栗東美術展への 18歳以下の出点数	28点	40点	50点
	H28	H31	H34
小学校における 文化芸術・歴史体験率	100%	100%	100%



伝統文化の継承と^{あた}栗東らしいものづくり

① 文化遺産の発掘、保存、活用と情報発信

(歴史民俗博物館・出土文化財センター)

本市には多くの文化財が残されており、現在も文化財の調査や多くの場所で発掘作業を行っています。これら先人から引き継ぎ守られてきた文化財を後世に残していかなくはなりません。そのためには、文化財に関する情報発信や文化財を活用したイベントなどを行うことにより、市民が栗東市の歴史を理解できるよう努めます。

- a 文化遺産の調査
- b 各種文化財の保護・活用とその支援
- c 地域文化の遺産を活かした事業の展開
- d 栗東特有の遺跡や遺物の展示及び情報提供

② 観光・産業分野との連携

観光の観点から、栗東の歴史的建造物や文化財について、幅広く情報発信をすることにより観光客の誘客を図ります。また、農林や工業等の産業についても、栗東の名産品等の開発を進めます。

- e ^{あた}栗東らしい商品の開発・名物開発プロジェクト
- f 観光と連携した魅力発信
- g インターネット等による観光情報の発信
- h 歴史をテーマとしたイベント開催

③ 伝統文化の継承及び伝統文化を基礎した新しい文化の創造

身の回りにある伝統文化を再認識し、伝統文化の魅力を後世に伝える努力をすることにも、伝統文化を基に新しい文化を創造する取り組みを行います。

- i 文化活動を身近に感じられるような取り組みを行う
- j 伝統文化の継承するための体験講座の開催
- k 伝統文化事業と連携した事業の開催
- l 都市景観の保存と活用

(指標)重点項目について成果指標を次のように策定し、計画進捗の目安とします。



第4章 本計画見直し後における実施事業

本計画の重点項目及び具体的施策について見直してきましたが、今後、次期見直しまでの5年間の実施事業として次のことを行います。

①芸術文化会館さきらを中心とした芸術文化活動の活性化

さきら管理運営にあたり「ひろげる」「ひろがる」という基本方針を掲げ、さきらの指定管理者とともに文化振興を図ります。

「ひろげる」…施設の機能を活かし、より多角的な事業展開をすることで、施設利用の可能性を広く提示し新たな利用者層の拡大につなげます。

「ひろがる」…まちづくりは、ひとづくりであるとし、新たな人材育成に努めまちづくりを担う文化的リーダーの育成に努めます。

②栗東市芸術文化事業の協働

芸術文化事業を行っているいくつかの団体が情報を共有し、市全体の芸術文化事業をまとめ、企画協働を図ることにより、芸術文化活動に活気をもたらすと共に、市民に対し、栗東市の芸術文化活動をアピールしていきます。

③芸術文化活動における企業との連携

栗東市における芸術文化活動に関する情報を企業に提供し、企業からの理解を得るとともに、企業の参加意識を高める必要があると考えています。そのためには、企業と頻繁に情報交換を行うと共に、行政、指定管理者、企業、それぞれの強みを活かし、文化振興を進める方法を考えていきます。

また、芸術文化に関するものなどを取り扱う企業との連携を図り、市民の芸術活動のきっかけづくりや、より芸術活動が楽しくなるようなイベントなども企画していきます。

④若年層に対し芸術文化活動の場及びきっかけの提供

栗東芸術文化会館さきらでは、さきらジュニアオーケストラをはじめ、さきら創造ミュージカルなど、主に若年層を対象とした事業や栗東市美術展では、18歳以下の出品者は出展料を免除するなど、若者の参加を促すようにしていますが、さらに近隣の高校に働きかけるなど、今後の5年間でより若者が芸術活動に参加できる企画を実施します。

また、若者が芸術を始めるきっかけづくりとして、気軽に参加できる芸術文化イベントも検討します。それに加え、現在若者が好む舞踏、デザイン、メディア芸術などの新しい文化が認知されるような環境づくりに努めます。

⑤身近な文化活動の認識による市民の文化意識の向上

私たちの日常には文化があふれており、文化に触れながら生活しています。

例えば、映画、演劇、音楽、読書。お茶を入れること、手紙を書くこと。それらを意識することで、文化を身近に感じ、毎日できることを少しずつ行なうことで、市民の文化の意識をたかめていきます。

⑥年に一回以上の文化芸術会議の開催

栗東市の芸術文化活動の団体の代表者による文化芸術会議を年に一回以上開催することにより、相互に情報交換を行い、活動状況や文化振興の進捗状況及び課題の整備を行ないます。

また、互いの活動を理解することにより、共同で事業を企画するなどの新しい活動に繋がっていきます。

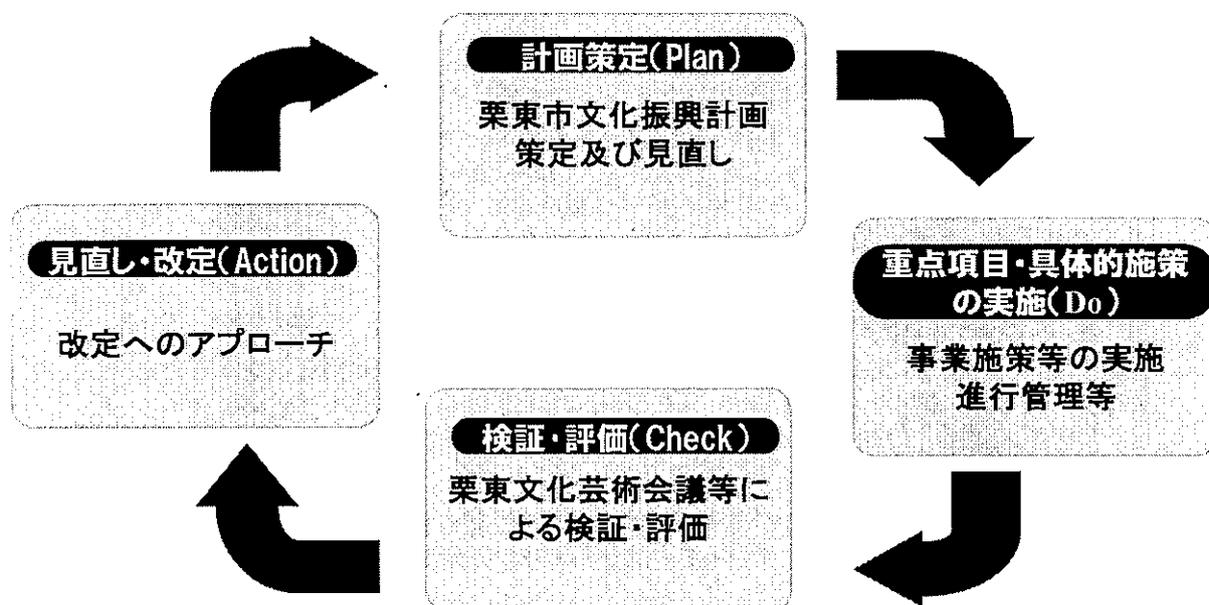
⑦市民の文化状況についての調査

文化振興計画は平成34年に次回の見直しを予定をしています。見直しに先立ち市民の文化状況について調査し、市民の文化意識を新しい文化振興計画に反映し、より市民の意識に近い計画を策定します。

第5章 計画推進のためのPDCA

1 検証のための実施可能なサイクル

この文化振興計画が現状に見合った施策となるためには、継続的、定期的に計画を見直し、改定につなげる必要があり、PDCAサイクルを利用して改定します。



2 今後に向けて

本計画は文化芸術会議において取り上げられたいくつかの重要な施策を確実に実行するために、関連事業に計画を反映させ着実な事業実施を図るほか、定期的に文化芸術会議を開催し、施策・事業の進捗状況を確認し、必要に応じて計画内容を見直します。

そのためにも、文化芸術会議で十分に検討し、会議内容を考慮し、継続実施や見直し改定等を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

平成32年には、指標の達成状況を確認し、指標の見直しを行うとともに、第4章の実施事業の進捗状況を確認し、その内容により見直しをします。

3 検証・評価

各団体の活動状況、さきらの満足度調査やアンケートにより、目標達成に向けて検証・評価を行い、地域性や時勢に応じた文化振興計画に改定して行きます。また、進捗状況の検証等は毎年一回以上開催を予定している栗東文化芸術会議等により実施します。

あとがき

文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)が、平成13年12月に施行され、滋賀県では平成28年には第2次滋賀県文化振興基本方針が策定されました。

栗東市文化振興計画は平成25年に策定され、5年が経過し、見直しを行いました。

この5年間、日本だけでなく、海外でも人々の予想を上回る変化が起こり、あふれる情報の中、本当に必要なものを見失うのではないかと感じています。

芸術文化活動についても、テレビやインターネットから、すばらしい音楽や絵画、写真など簡単に見ることができます。しかしながら、すばらしい芸術を目に耳にする機会が増え、おかげでいつの間にか芸術文化が手の届かないものと感じるようになり、知らず知らずに縁遠いものになったかのように感じています。

今回、文化振興計画を見直すにあたり、多くの文化芸術に触れ、芸術に携わる方とご縁ができ、いろいろなお話をお伺いしました。皆さん、それぞれの分野に長けている方々ばかりですが、皆さん共通する思いは、好きなことを一生懸命取り組んでいることでした。それが人生の「生きがい」につながり芸術文化活動の大切な部分だと分かりました。

また、芸術文化はどんなものがあるのか考えました。絵を描くこと、字を書くこと、歌を唄うこと、すごく身近で、簡単にできることばかりです。芸術文化活動は気軽にできることばかりではないでしょうか。

今回の栗東市文化振興計画を見直すにあたっては、市民のみなさまが芸術文化は身近なものであると再認識し、気軽に少しでも長く文化芸術活動を続けていただけることを目的のひとつとしています。今後、一人でも多くの方が芸術文化に触れ、新しい楽しみを見つけ、心豊かになることを願っています。